

佐世保市黒島の文化的景観 保存計画書



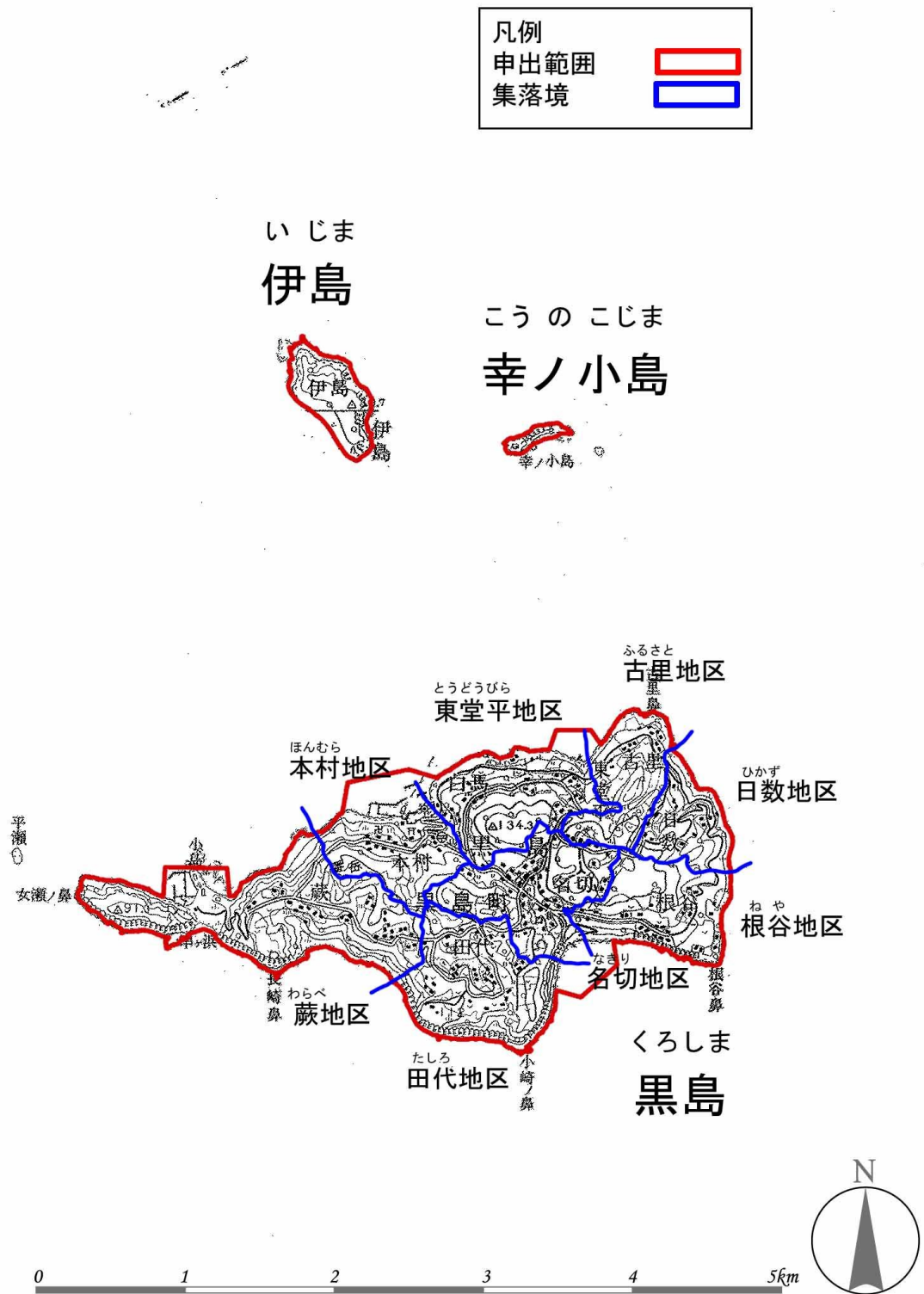
2011

佐世保市教育委員会

【 目 次 】

第 1 章 文化的景観の位置及び範囲.....	3
第 1 節 計画の目的.....	3
第 2 節 検討体制.....	4
第 3 節 計画策定に至る経過.....	5
第 4 節 位置及び範囲.....	7
第 5 節 文化的景観の申出について.....	10
第 2 章 文化的景観の保存に関する基本方針.....	11
第 1 節 文化的景観の概要と価値、課題.....	11
第 2 節 保存に関する基本方針.....	13
第 3 節 整備活用に関する基本方針.....	16
第 4 節 管理運営に関する基本方針.....	19
第 3 章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項.....	20
第 1 節 保存管理に関する考え方.....	20
第 2 節 既存法令等による土地利用規制の整理.....	21
第 3 節 景観法に基づく景観計画による行為誘導.....	26
第 4 節 現状変更の取扱い.....	32
第 4 章 文化的景観の整備活用に関する事項.....	34
第 1 節 整備活用に関する考え方.....	34
第 2 節 整備活用の方針.....	34
第 3 節 整備活用計画.....	41
第 5 章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項.....	44
第 1 節 管理運営に関する考え方.....	44
第 2 節 地域住民の役割.....	44
第 3 節 行政の役割.....	45
第 6 章 文化的景観における重要な構成要素.....	46
第 1 節 景観を構成する重要な構成要素の考え方.....	46
第 2 節 重要な構成要素一覧.....	46
第 7 章 参考資料.....	77
第 1 節 公共事業におけるガイドライン等の尊重.....	77
第 2 節 風力発電施設についての考え方.....	77

図1 本書で使用する主な地名等



第 1 章 文化的景観の位置及び範囲

第 1 節 計画の目的

本保存計画は、平成 20～22 年度に行った文化的景観保存調査によって明らかとなった「佐世保市黒島の文化的景観」を構成する有形無形の価値を、保存・継承していくことを目的とするものである。

特に、近年著しい少子高齢化の進行や、人口減少などによる地域活力の低下が懸念される中、黒島の人たちの営みによって作り出されてきた景観地を重要な文化財として認識し、確実に将来に残していくため、地域でのワークショップなどを通して景観保全の取り組みを推進し、地域特有の文化的景観を活用したまちづくりを継続することを目指すこととした。

また、黒島地域は、「キリスト教の復活」を象徴する「黒島天主堂」を有しており、信者の多くが生活を営んでいる同地域は、平成 19 年 1 月に世界遺産暫定リストに記載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産のひとつ「黒島の文化的景観」としても検討されている地域でもある。世界遺産の構成資産としても検討される本地域は、入植という歴史的背景の中で、島の自然環境を利用して人々が生活を営んできたという、無形の価値が高い文化的景観として保存する意味があり、その本質的価値を生かした取り組みに繋げることを併せて検討する。



黒島から高島、本土を望む

第2節 検討体制

本計画は、佐世保市文化的景観調査委員会により策定されたものである。この委員会は、平成20年7月24日に設置されたもので、黒島地域の文化的景観の調査及び評価の確立を行うとともに、調査結果に基づく文化的景観地域の価値が、確実に保存・継承できるような方策を含めて研究を行ってきた。委員会の構成員は以下のとおりであり、都市整備部、土木部、農水商工部、企業立地・観光物産振興局、農業委員会、企画部、市民生活部、環境部、水道局の協力を得ながら取り組みを行った。また保存計画書の執筆に当たっては佐世保市文化的景観調査委員会に新たに委員を加えて再編した「佐世保市文化的景観保存推進委員会」の協力を得た。

■佐世保市文化的景観調査委員会名簿

	氏 名	役 職 等	分 野
委員長	立平 進	長崎国際大学教授	民俗
副委員長	山田 千香子	長崎県立大学教授	集落・社会生活
委員	宝亀 道聰	佐世保市文化財審査委員	歴史・古文書
〃	大島 通寛	佐世保市文化財審査委員	植物
地域参与	山内 一成	黒島地区史跡保存会	黒島代表

■指導助言者

	氏 名	役 職 等
指導助言	井上 典子	文化庁記念物課文化財調査官
〃	鈴木 地平	文化庁記念物課文部科学技官
〃	伊藤 修一	長崎県教育庁学芸文化課指導主事（～H21.3）
〃	中尾 篤志	〃 主任文化財保護主事（H21.4～H22.3） 長崎県知事公室世界遺産登録推進室主任主事（H22.4～）
〃	中野 英志	長崎県知事公室世界遺産担当主査（～H21.3）
〃	馬場 秀喜	〃 世界遺産登録推進室係長（H21.4～）
〃	山口 美沙	〃 〃 主任主事（H21.4～）

■佐世保市文化的景観保存推進委員会名簿

	氏 名	役 職 等	分 野
委員長	立平 進	長崎国際大学教授	民俗
副委員長	山田 千香子	長崎県立大学教授	集落・社会生活
委員	宝亀 道聰	佐世保市文化財審査委員	歴史・古文書
〃	大島 通寛	佐世保市文化財審査委員	植物
〃	吉居 秀樹	長崎県立大学教授	行政法
〃	細田 亜津子	長崎国際大学教授	文化財・世界遺産
〃	原 哲弘	長崎国際大学准教授	景観論
〃	牧野 重美	黒島地区連合町内会会長	黒島代表
地域参与	山内 一成	黒島地区史跡保存会	黒島代表

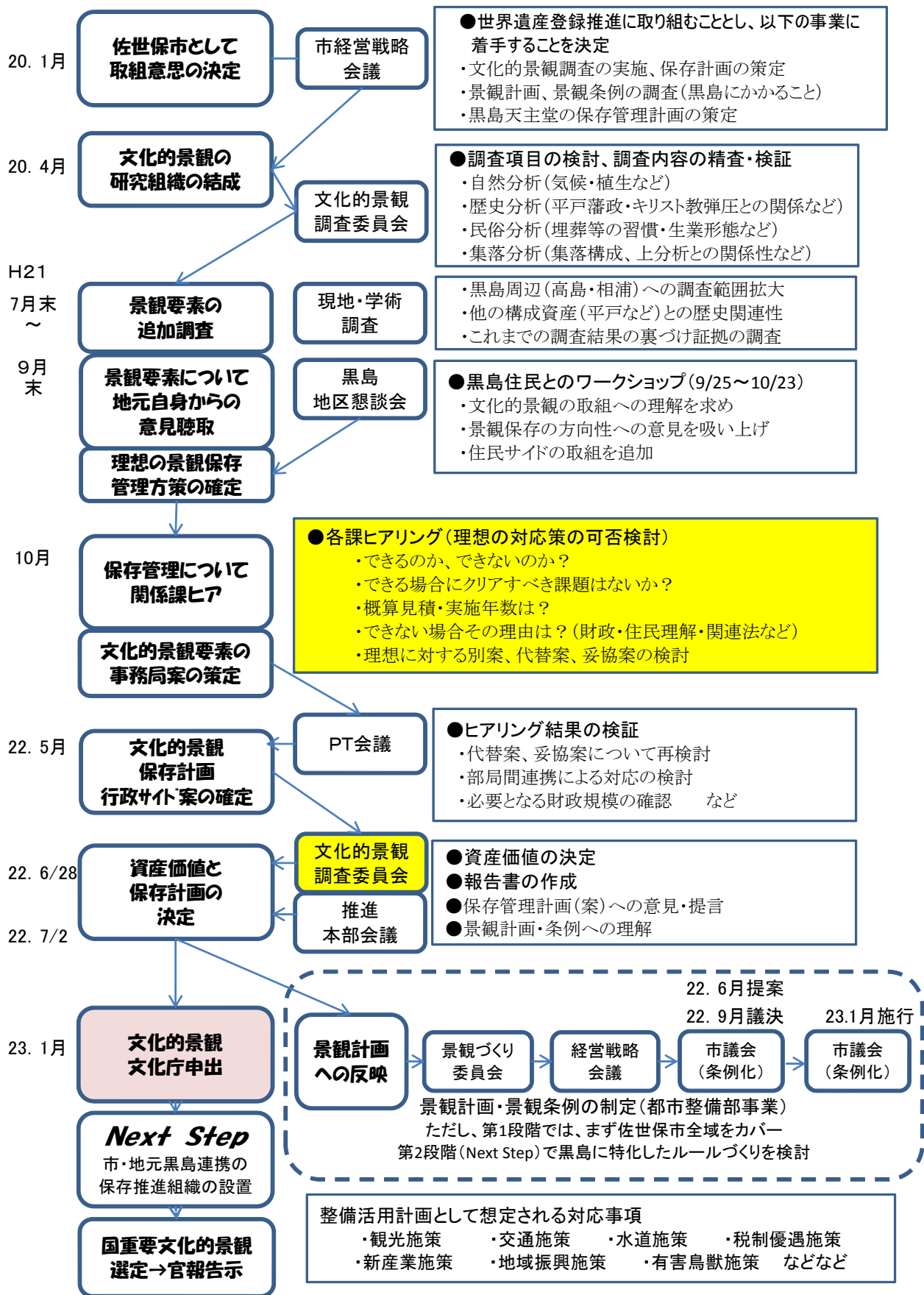
第 3 節 計画策定に至る経過

第 1 項 文化的景観保存計画

佐世保市文化的景観調査委員会は、申出までに 7 回開催し、申出範囲の調査研究や重要な構成要素の検討等を行ったほか、各調査委員とは随時協議しながら取り組みを進めた。また、地域説明会やワークショップを実施することで合意形成と周知啓発を図った。

■ 文化的景観調査委員会の概要

番号	期 日	名 称
1	平成 20 年 8 月 19 日	佐世保市文化的景観調査委員会（第 1 回）
2	平成 20 年 11 月 19 日	〃（第 2 回 中間検討会）
3	平成 21 年 2 月 19 日	〃（第 3 回）
4	平成 21 年 4 月 28 日	〃（調査実務検討会）
5	平成 21 年 5 月 4 日	市文化的景観調査委員全員による現地合同調査
6	平成 21 年 5 月 27 日	佐世保市文化的景観調査委員会（第 4 回）
7	平成 21 年 6 月 8 日	〃（調査実務検討会）
8	平成 21 年 10 月 23 日	黒島における文化的景観ワークショップ（第 4 回目） 委員全員出席による地元住民との座談会
9	平成 22 年 2 月 23 日	佐世保市文化的景観調査委員会（第 5 回）
10	平成 22 年 5 月 28 日	〃（第 6 回）
11	平成 22 年 6 月 28 日	〃（第 7 回 決定意見）



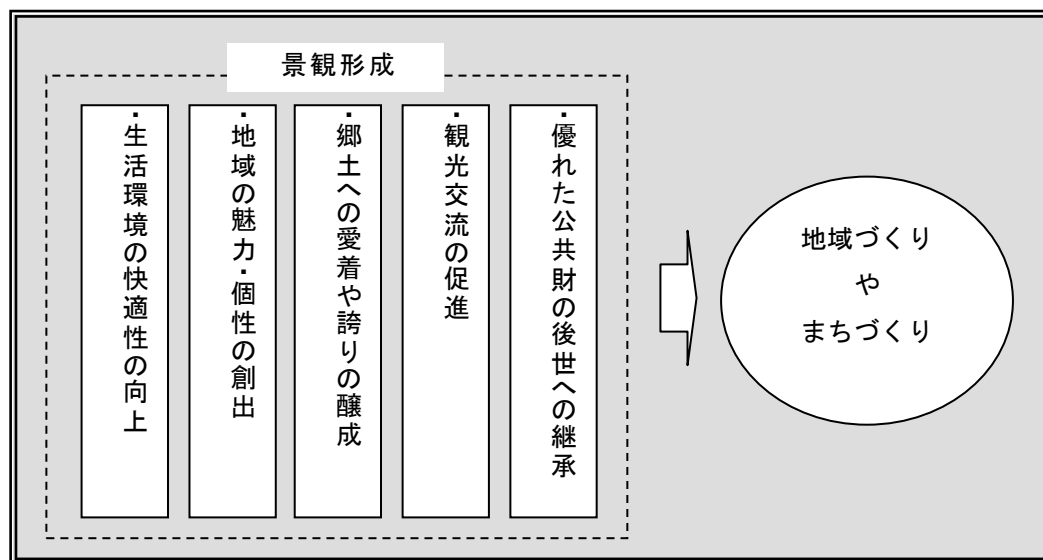
文化的景観保存計画策定までの経過

第 2 項 佐世保市景観計画

平成 16 年 12 月の景観法施行に基づき、佐世保市は平成 20 年 8 月に景観行政団体となった。以降、景観審議会の開催及び地区説明を実施しながら取り組みを進め、景観計画の策定及び景観条例の制定を行い平成 23 年 1 月 1 日に施行した。

策定にあたっては、文化的景観保存調査の価値を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、本市まちづくりの一環として検討を行った。

■ 景観保全の意味



第 4 節 位置及び範囲

黒島は、佐世保市と平戸島南端とのほぼ中間地点にあり、西海国立公園の指定範囲外ではあるものの、島からは国立公園地域を一望でき良好な島しょ景観を有している。

そして黒島には、自然林を活用した防風林や、海岸から丘陵地に向けて開墾が進められた特異な入植形跡を残す家屋・耕作地、さらに亜熱帯植生の北限近くに位置する自然景観、これらが一体となって良好な農漁村景観を維持している地域が多く残されている。

また、黒島は 1700 年代末期から 1800 年代にかけて潜伏キリシタンが多く移り住んでおり、現在も島の人口の 8～9 割がカトリックを信仰している。したがって島内には潜伏期に形成された集落や墓地、復活を象徴する黒島天主堂などカトリックに関わる文物が残されており、これらは、今回の文化的景観の評価「移住による文化交流・植物を活用し、生業空間と密接に結びついた集落形成」とともに、地域の景観や文化を特徴づける大きな要因になっている。

文化的景観保存調査の対象範囲は、島しょ地域の地質・植生や人々の生活を示す黒島全域及び近隣有人島の高島を選定した。調査地区は保存調査報告書で詳細を述べている。

最終的な申出の範囲については、価値評価である「移住による文化交流・植物を活用し、生業空間と密接に結びついた集落形成」が島全域で確認されていることや、本島に付随する属島の利用形態が残っていることから、黒島全域及び属島である伊島、幸ノ小島と決定した。この範囲については、今後の調査により拡大されることも考えられる。(図 3)

佐世保市は、九州本土の最西端、長崎県の北西に位置しており、有人島である黒島・高島をはじめ大小 208 の島々（九十九島）と入り組んだ海岸線を有し。これら島・半島部の多くは西海国立公園の指定区域内にある。市域面積は 426.35km²、人口は 264,440 人（H22.4.1 現在）の規模を持つ長崎県第 2 位の都市である。

黒島は、佐世保市本土と平戸島南端とのほぼ中間地点、すなわち佐世保市相浦より約 11 km、平戸市前津吉より約 10 km の地点にあり、交通手段は船舶のみである。

島の規模は南北 2.5 km、東西 4.3 km、周囲約 12 km あり、面積は約 4.9k m² と九十九島の中では最大の島である。

標高 143.8m の「字大鹿岳」（金毘羅山）を最高所とする標高 100m 前後の台地状の地形となっており、佐世保市本土方面より望むと鮑を伏せたように見える。

海岸部、特に標高 50m までは急斜面となっている箇所が多く、島の南側の海岸線には高さ 50～100m にも達する断崖が発達するなど人の居住には不向きであるが、標高約 100m 以上はなだらかな地形となり、畑地や集落が点在する。

集落は、白馬港（通称 黒島港）のある本村地区をはじめ島内に 8 地区あり、気候は、周囲を海に囲まれていることから、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は 16～17℃、年間平均降水量は 2,000mm 前後である。

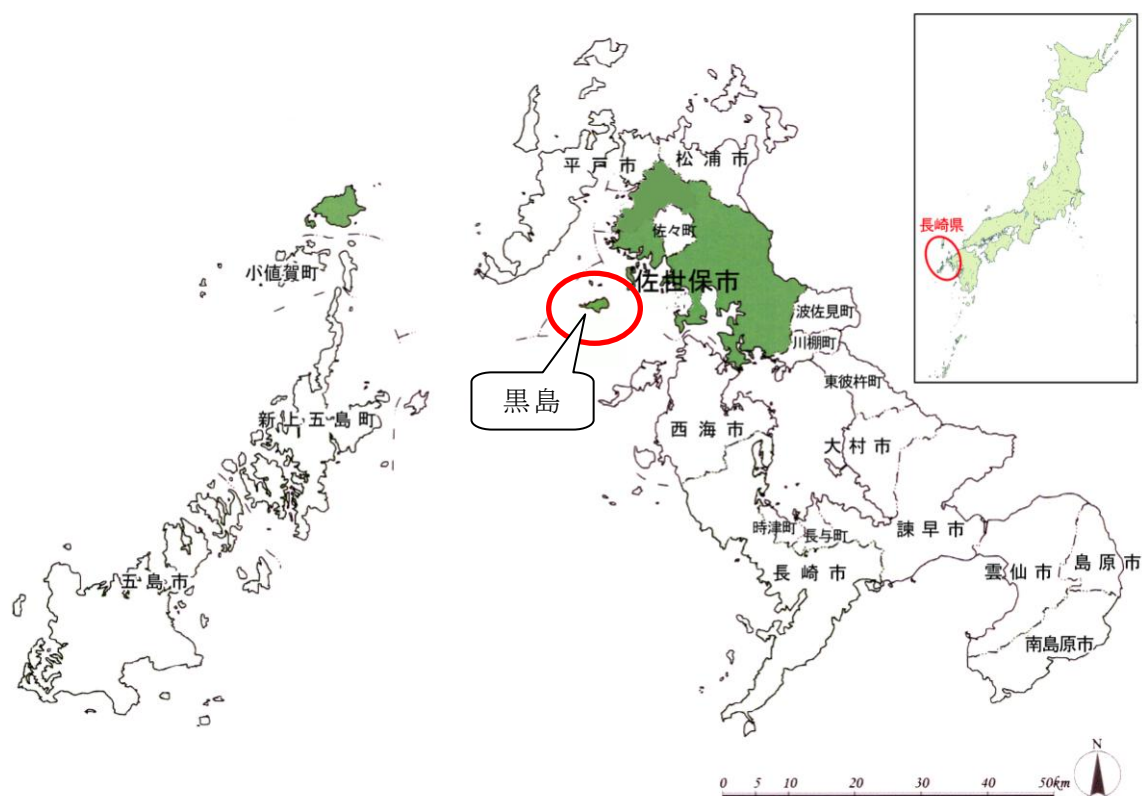


図 2 佐世保市と黒島の位置

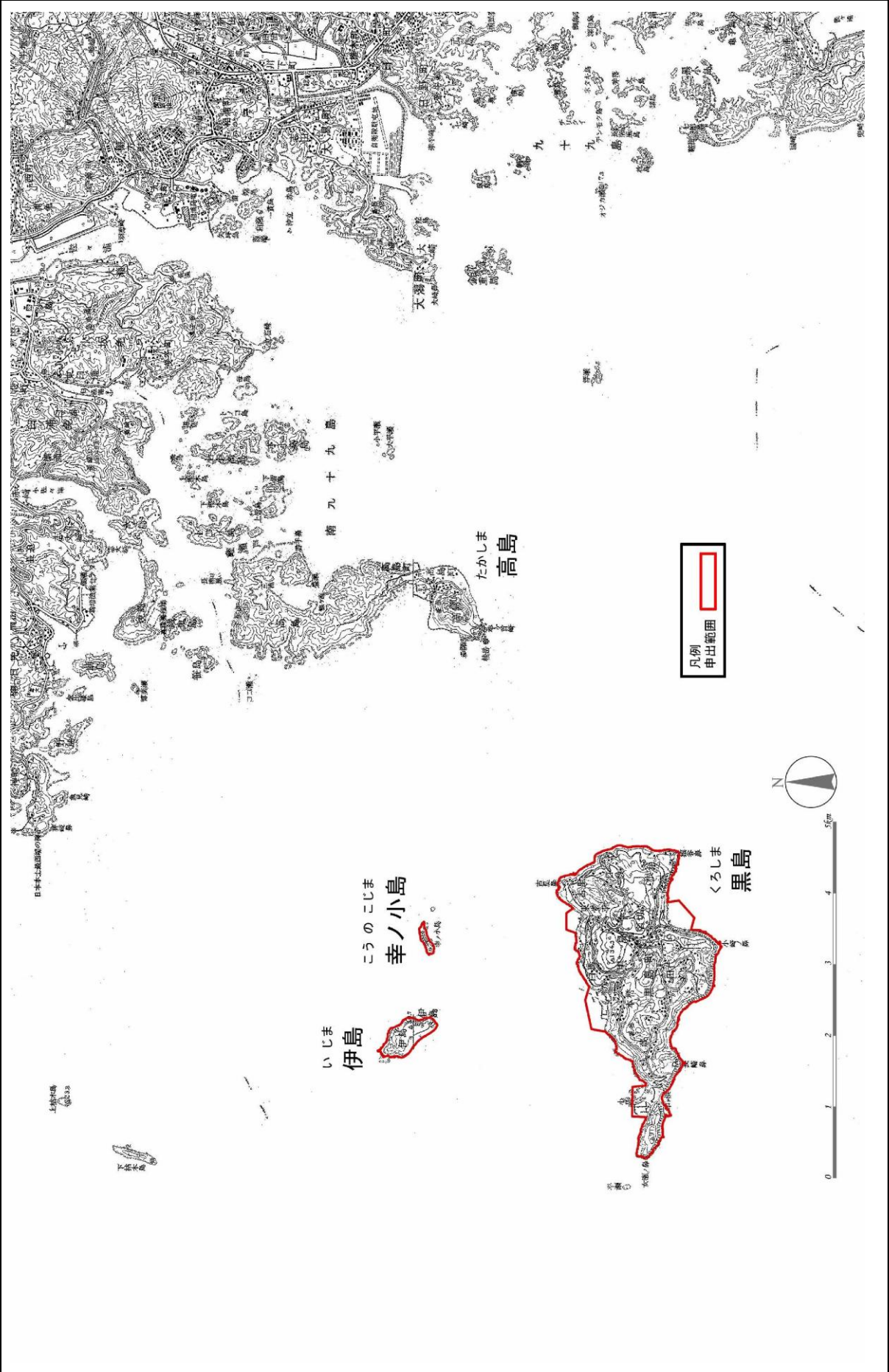


図 3 申出範囲図

第5節 文化的景観の申出について

「佐世保市黒島の文化的景観」は、佐世保市黒島町の全域及び一部の海域で構成されており、申出予定面積は約 475.5ha である。

なお、佐世保市全域（汀線から 1km の海域含む）が景観計画区域であるが、今回保存調査を行った黒島全域を重点景観計画区域に設定することを検討している。

平成 23 年 1 月に、黒島及び属島の伊島、幸ノ小島の全域及び漁港区域内の海域を重要文化的景観として申出を行うことを計画している。（図 3）

■ 申出計画表

申出予定年月	地 区	面 積
平成 23 年 1 月	本村地区、蕨地区、田代地区、名切地区、古里地区、根谷地区、東堂平地区、日数地区、伊島、幸ノ小島の全域	470.0ha
平成 23 年 1 月	漁港区域内の海域	5.5ha
	合 計	475.5ha

■ 黒島における地区の概要 平成 22 年 12 月現在

地区名	世帯数	人口	備考
本村地区	30	57	平成 23 年 1 月 申出
蕨地区	33	71	〃
田代地区	55	111	〃
名切地区	57	120	〃
古里地区	31	61	〃
根谷地区	16	26	〃
東堂平地区	35	76	〃
日数地区	13	16	〃
伊島	0	0	〃
幸ノ小島	0	0	〃
合 計	270	538	

第2章 文化的景観の保存に関する基本方針

第1節 文化的景観の概要と価値、課題

第1項 文化的景観の概要と価値

佐世保市黒島の文化的景観は、「水田・畑地など農耕に関する景観地」、「垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」として独特のものであり、「自然地理的背景」、「独特な歴史的背景」、「人々の移住による文化の交流」、「巧みな植物の利用」に立脚した「生業空間と密接に結びついた集落景観」と言うことができる。以下にそれぞれについて概要と価値を簡単に述べる。

①自然地理的背景

黒島は標高約 100m 前後の台地状の島で、海岸部、特に標高 50m までは急斜面となっている箇所が多い。島の南側の海岸線は東シナ海の荒波により 100m にも達する海岸が発達するなど人の居住には不向きであるが、標高約 100m 以上はなだらかな地形となり、畑地や集落が点在している。

生態地理学上照葉樹林気候に属するが、対馬暖流の影響を受けた比較的温暖な海洋性気候であることから亜熱帯地方に見られる植物も多く自生しており、黒島とその周辺が分布の北限、あるいは北限に近い植物も多い。



サツマサンキライ(分布の北限)



長崎鼻の断崖

②独特な歴史的背景

黒島には 14～15 世紀にかけて集落が成立し、18～19 世紀にかけて各地より潜伏キリシタンが移住してきたという歴史が明らかにされている。従来から住んでいた人々（仏教徒）と、後から移住してきた人々（潜伏キリシタン）はそれぞれ別々に集落を形成しているが、両者の集落形態や集落の展開には明らかな違いがあり、それが現在まで受け継がれている。



14～15 世紀の石塔(カッパ塚)



黒島天主堂

③生業空間と密接に結びついた集落

このような特徴的な集落の景観を構成している要素としては、家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣、在地の石材を使った石垣等、湧水地や井戸、耕作地がある。特に防風林は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっており、その利用形態は家屋をはじめ、耕作地、生活道などに及んでいる。防風林にはスダジイなどの自然林を活用したものと、意図的に植樹したものがある。植樹された防風林を構成する樹木として、アコウ・イヌマキ・マサキ・サザンカなどが挙げられる。このうちイヌマキなど一部は外部からの持ち込みと考えられているが、大半は島内の自然植生から調達したものである。これらの中で、アコウの多くは敷地の石垣を巻き込むように成長し、かつ横方向にも広がる特性から、石垣の保護や夏の強い日差しを和らげる日よけの役目も果たしている。またサザンカは種子より採る油が食用油として用いられているなど、防風の機能のみでなく生活上有用な植物を植えていることが分かっている。また畑の防風林には背が低いマサキを選んで植えるなど、用途や場所によって防風林の樹種を使い分けていた形跡も認められた。



海～防風林～家屋～畑と続く
土地利用



防風林に囲まれた家屋(蔵集落)
※落葉している木はアコウ

また、集落景観形成の特徴を示す大きな要素として、湧水地と家屋、耕作地の位置関係も重要である。本村地区以外の島の周囲各所から入植した移住者は、まず、急斜面の海岸を上った僅かな平地かつ湧水のある場所に防風林に囲まれた家屋を確保し、そこから丘陵地へ向けて耕作地を伸ばしてきた。このため、近代になって整備された車道からは、多くの家屋が目につくことはないが、幹線道路を一步外れ海側の景観を望むと、眼下に耕作地が広がり、その先に防風林に囲まれた家屋があり、そしてその先に海が広がるといった景観を見ることができる。これらがこれまでに大きな開発行為が行われなかったことによって、現在も良好な景観が残されている。

以上のような要素が有機的に結びつくことによって黒島の文化的景観は構成されている。この詳細は保存調査報告書に掲載したとおりであるが、一言で表すと以下のとおりである。

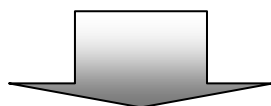
「島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と、植物を利用した独特な集落景観」

第2項 課題

第1項に黒島の文化的景観の概要と価値を述べたが、様々な課題を内包したものであり、そのまま放置した場合、黒島の文化的景観の価値は急速に失われてしまう可能性が大きい。黒島の文化的景観を構成する要素の価値とそれぞれの課題について整理すると下表のようになる。

地域を構成している要素の価値と課題

	自然地理的背景	独特な歴史的背景	生業空間と密接に結びついた集落
価値	・亜熱帯植生の北限に近いという植生 ・外海の波浪を受けて断崖を形成する海岸線は、壮大な景観を形成している	・仏教徒が住んでいた島に潜伏キリシタンが入植してきたという歴史 ・両者の住み分けが現在まで継続している	・地形に逆らわない営農 ・防風林に囲まれた畑や家屋 ・亜熱帯植生を利用した防風林
課題	・生活様態の変化による森林や里山の荒廃 ・開発行為に伴う景観のコントロール	・歴史、民俗など継続的な調査研究 ・人口の減少、高齢化による集落の荒廃	・過疎化等に伴う担い手の減少 ・景観資源としての認識と保全 ・人口の減少、高齢化による集落の荒廃 ・開発行為に伴う景観のコントロール



これらの課題を解決し、価値をいかに守り伝えていくか？

第2節 保存に関する基本方針

基本理念

『島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と植物を利用した独特な集落景観と文化を次世代に引き継ぐ』
— 文化的景観を活かした「まちづくり」 —

自然林・防風林を活かした集落構造を引き継ぐ。

丘陵地に広がる耕作地を中心とした農漁村景観を引き継ぐ。

独特の歴史を証明する資産や豊かな自然景観を保全する。

黒島の文化的景観の保存に関する基本方針を、「自然地理的背景」、「独特な歴史的背景」、「生業空間と密接に結びついた集落」の三つの観点から示す。

以下の方針を定めるにあたり、各要素を保存していくためには地域に住む人たちの景観保

全に対する理解と自助的な取り組み、そして行政の役割を明確にしておくことが必要であり、それらを実行できる体制づくりが何よりも必要であることを先に記しておく。文化的景観保存計画や景観計画は、規制のための仕組みだと考えがちだが、良好な景観の創造に繋がるという視点も忘れてはならない。

また、佐世保市総合計画（2008～2017）における土地利用等の基本構想において、「豊かな自然環境や優良な農地、歴史的・文化的遺産を守り育てることを基本に、計画的な土地利用を誘導」とうたわれている。また基本計画中には「景観法等に基づき、地域資源を活かしながら、良好な景観形成の誘導」や「自然環境の保全」、「自然環境との調和に配慮した土地利用の推進」とされており、この方針と整合性を図るものとする。

第1項 自然地理的背景

黒島は生態地理学上照葉樹林気候に属し、また亜熱帯植物の北限近くに位置していることから、スダジイ、タブノキ等を主体とする常緑広葉樹の中にアコウなどの亜熱帯系の植物が混ざっており、そのような林が海岸林として島を取り巻くように存在している。一方で島内では古くから土地の開墾が盛んに行われていたため、古くからの自然林はごく限られており、黒島神社の社叢にわずかに見られるのみである。

黒島に暮らす人々は、このような黒島の植生を非常に巧みに利用しており、家屋の周囲に自然林を切り残す、あるいは植樹を行って防風林や防潮林、日除けとし、薪炭や食料を確保する場にもなっていた。またこのような森林は保水林としての役割も大きく、現在でも島の生活に不可欠なものである。

したがってこれらの保存については、現状の維持に努めるものの、凍結的な保存ではなく適切に手を加えながら保存を図る必要がある。

島という環境から周囲には断崖あるいは閃緑岩の岩塊が積み重なった海岸がある。このような海岸部から切り出した石は屋敷の石垣や礎石などに利用されており、人々の生活を支えたものであった。また海岸で採取できる磯物は貴重な食料や現金収入源であり、その解禁日は「磯の口あけ」といって年中行事の一つとなっている。

さらに、島の最南部に位置する串ノ浜には、長崎県指定天然記念物「串ノ浜岩脈」や海岸植物のハマゴウやハマダイコンの群落があり、夏場の台



防風林に利用されている南方系の植物「アコウ」



定期的に行っている浜清掃

風等気象の影響を受けやすい厳しい環境下で形成された断崖と併せて、島の景観構成要素として重要である。

したがってこれらの保存については定期的な磯清掃を行うとともに、極力現状を維持することが必要である。

第2項 独特な歴史的背景

黒島における集落の存在は少なくとも 14～15 世紀に遡ることがわかっている。その後平戸松浦氏の勢力下に入りそのまま江戸時代を迎えている。

そして 18～19 世紀にかけて平戸藩が主導する入植に加え、藩営の牧場撤廃に伴う自由入植が行われたことにより 8 箇所の集落が成立した過程が明らかにされている。もともと島に住んでいた人々は平戸藩の流れを汲む仏教徒であり、平戸島が見える場所に集村的な集落を形成していた。しかし黒島に入植してきた人々の多くは潜伏キリシタンであり、島の周囲に散村的な集落を形成するなど対照的な集落展開を見せている。

黒島の潜伏キリシタンたちは、大浦天主堂における信徒発見以後活発な宗教活動を展開し、全員が正統なカトリックとして復活を遂げた。カトリックとして復活することのできた黒島の信徒たちの喜びは大きく、黒島天主堂の建設という形で結実するに至った。

佐世保に軍港が置かれるようになると、黒島にも軍事施設が建設されるようになり、軍港防衛の一翼を担った。

このような黒島の独特で複雑な歴史は、集落景観の形成にダイレクトに反映されており、それが現在に至るまで非常に良く保存されている。したがって黒島に残されている石造物や墓地、旧軍施設などはこのような黒島の歴史を証明するものであり、極力現状のまま保存することが必要である。



集村的な本村集落



散村的な田代集落

第3項 生業空間と密接に結びついた集落

黒島地区住民の生業は農業・漁業といった第1次産業が大半を占めており、集落と一体的に構成された農地や厳しい自然環境のなかで構築された港や波止場などの生業空間は、地域を特徴付けるものである。

本地域の生業を示す景観として特徴的であるのは、島の丘陵地に広がる田畑であり、台形上の島の主に高台で耕作が行われたことで、海に向かって開けた眺望が広がり、非常に特徴的な景観を形成する。そしてそれらは、漁業とともに地域生活の基盤を支えてきたものであ

る。

そしてこれらの生業空間と集落が密接に結びついていることも黒島の景観の大きな特徴である。黒島では居住地、耕作地という区別がほとんど無く、家屋の裏側や脇に耕作地がある。それらを取り囲むように自然あるいは植えられた防風林が存在しており、植えられたものの中には場所によって適した樹種を選んでいることや有用な植物を植えるなど、植物を非常に巧みに利用しているという特徴がある。集落の家屋については江戸時代後期の特徴を持つ建物も散見され、新しく建てられたものについても伝統的な工法を用いているものが多い。

これらの集落を構成する諸要素の保存についてはいくつかの方法を組み合わせる必要がある。まず耕作風景の保存管理にあたっては、田畑や田畑を守る防風林の景観維持に努めるとともに、その景観を造り、維持してきた自然活用技術の継承についても支援を行う必要がある。また、伝統的な土地利用を継続しながら今後も生業空間を維持するために必要なシステムを検討する必要もある。それは、担い手の育成や、耕作放棄地をどう活用するのかという戦略的な部分もあり、関係法令を踏まえ有効な支援策を検討する必要がある。

そして、集落の良好な景観を構成している保存すべき要素として、伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林・耕作地などが挙げられており、これらを維持することに努めるものとする。

最後に農漁村風景の保全では、特に農業が継続されることが前提であり、時に建築物の変容よりも、こうした農地の変容の方が集落景観に及ぼす影響が大きい場合もある。本地域の農漁村集落については、家屋等の建築物だけではなく、その集落の持つ風情を保護すべきであろう。



防風林、家屋、畑のある昔ながらの佇まい

第3節 整備活用に関する基本方針

第1項 全体的な考え方

第2節で述べた保存の基本方針に沿って、整備活用に関する基本方針を以下に示す。

黒島の文化的景観は自然地理と独特な歴史を背景とし、そこに人々が家を建て、開墾を行うといった土地に対する働きかけを続けた結果生み出された景観地である。このような景観地は人の長期的な生活によって生み出されたものである以上、人の手が加えられ続けることで初めて維持が可能なものである。しかし過剰な手入れはこの景観を損なってしまう恐れがあるため、一定の整備方針を定めることが必要である。また整備方針の決定に際しては共同井戸や水源、共同の藻場や年中行事など、伝統的な地域コミュニティを重視することも必要である。

公共事業においても、これまで道路は道路、農地は農地、森林は森林といった縦割だった

土地利用計画を、総合的に見直し整理することが肝要である。このような観点から地域の景観マスタープランを法的に位置づけることができるのが景観計画であり、計画の見直しを行いながらまちづくりを進めることとする。

観光的な観点から見てみると、黒島地域を訪れる観光客の多くは黒島天主堂や島の自然景観観光が主な目的であり、日帰り観光客が多いことが特徴である。文化的景観を活かした地域振興が最終的な目的であるため、観光ルートの設定や案内板等の設置だけではなく、地域自体の魅力を高め、そこへ行きたいと思わせる付加価値を付ける取り組みを行う必要がある。

平成19年1月、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載され、本地域も構成資産のひとつとして検討されている。活用という面で考えるならば、潜在的な価値を持っている場所であり、登録推進活動に併せ、文化的景観を核としたネットワークを形成していく必要がある。既に民間で行われている「黒島めぐり」やエコツーリズムのほか、都市部住民をターゲットにした島畑オーナー制度、Iターン等も視野に入れ、地域内に組織されている「ただいま、くろしま、プロジェクト」や「物多田舎黒島友の会」といったまちづくりグループを主体とした施策を実施する必要がある。

ただしこのような観光施策を行う場合、過剰な観光客の増加等によって黒島の景観が損なわれることが無いよう配慮しなくてはならない。また観光客と島民との摩擦なども心配されるため島民と行政との緊密な連携も必要である。

第2項 自然地理的背景

黒島には、海岸林や自然防風林、閃緑岩の岩塊が連なる海岸や数百m続く断崖、古代の地殻変動を物語る串ノ浜岩脈等、豊かな自然景観が残されている。それらは国立公園（西海国立公園）指定地域に近接しているものの、一部（伊島、幸ノ小島）を除いて指定範囲外であるため自然保護法によって保護される状況にはない。しかし、これらの地区では同法に準じて現状維持若しくは植生回復を行っていくことが必要である。ただし二次林については、凍結的に保存するのではなく、適切に手を加えながら林産物や林空間の活用を図るべきであろう。



二次林内を通る荒れた里道

第3項 独特な歴史的背景

黒島の独特な歴史を物語るものとして、戦国時代の石塔や潜伏キリシタンの墓地、神社や天主堂、旧軍煉瓦建物や砲台跡などの歴史的建造物がある。石塔や墓地についてはその存在や価値を顕在化させるためのアクセス路の確保や説明板の設置を行う。また寺・神社及び教会堂は、無形の要素を表象する建築物であり、地域の歴史や文化を踏まえ、届出対象として特定した。建築後、相当年数が経過しており修景整備が必要とさ



黒島天主堂コンサート

れるものもある。特に教会堂については、一定の観光客が訪れるほか、音楽祭等の文化活動も行われており、交流施設として活用できる場所を設定し、地域活動の拠点として利用するなど積極的に活用を図りたい。旧軍煉瓦建物等も同様である。

第4項 生業空間と密接に結びついた集落

本地域の集落に多く見られるのは、木造平屋建の住宅であり、現在も良好な景観を維持している。特に建築物や工作物の高さや色には十分注意すべきである。景観計画でそれらの行為誘導を行うこととしているが、今後は景観協定の締結も視野に入れ、より自発的な景観創造への取り組みへと繋げていくこととする。

【景観協定】

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。景観協定は、住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる有意義な制度であり、積極的な啓発・普及がなされることが望ましい。

土地所有者等の全員の合意による協定であることから、法に定める景観計画等よりも細やかなルールを策定したり、規制手法に馴染まないソフトな事項についても定めることができる等、幅広い内容とすることができる。

農漁村集落については、建築物の形態意匠や農地の保全・利用を一体として定めること等により、農漁村景観の保全を図ることが可能であるが、土地所有者等と十分時間をかけて協議する必要があるため、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的である。

本地域の景観を構成するものに「防風林」に守られた「耕作地」があり、景観を特徴づける要素となっている。全国的に棚田等の耕作景観が観光資源としても認知され始めており、それが高まって付加価値作物の開発へと繋げていった地域もある。作物自体のブランドを高めるのか、耕作地の景観を生かして交流人口を増やすのかは、地域の特性に合わせたものにすべきであろう。いずれにせよ、耕作地としての景観が保全されていることが前提であり、整備を行う際は、土地利用を尊重した整備を行うことが必要である。

さらに、生業空間としての景観構成には、これら「防風林」や「耕作地」に溶け込むように形成された集落構造がある。これらは個別単体で考えられるものではなく、一体的に捉えることで一つの景観が形成されていることにも配慮が必要である。

また、本地域には4カ所の漁港があり、それらの改修工事等によってもたらされる景観の変化は、大きな影響を与えることも考えられる。良好な景観を維持するための配慮が必要である。



近年大幅な改修が行われた
黒島漁港串ヶ浜地区

第4節 管理運営に関する基本方針

本地域の文化的景観は、自然環境にそこで暮らす人々の生活・生業の働きかけがあって、初めて作り出され、長い年月をかけて現在の景観へと変遷してきたものである。これは、継続し変化し続けている景観であり、現在の景観が完成形ではないことを示している。

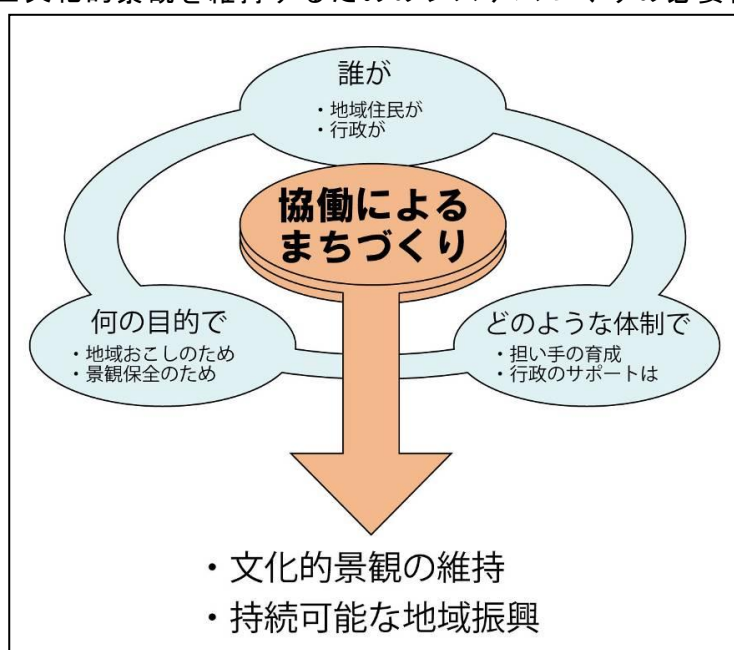
農漁村集落の過疎化等により、現在の景観を保つことは非常に難しい問題である。この良好な景観を継続させるために、「誰が（主体・担い手）」、「何の目的で（生業のため・景観の保全のため）」景観管理を行うのかという目的を明確にし、農漁村集落の景観が維持されるシステムを早期に確立させなければならない。

重要なのは、その地で生活し生業を営む地域の人々の存在であり、農業を継続できない理由は何なのかを把握し、現在の景観を維持し発展させるため、それらの要素を取り除く仕組み作りを検討する。後継者不足であるのなら、農地所有者のみではなく、文化的景観地区に住む人々、周辺都市部に住む人々が積極的に景観保全に係わることができる仕組みが必要だろう。

蔵地区では景観保全に対する意識が高く、平成20年度から景観保全と生業育成のために、一部の耕作放棄地が再耕されオリーブ畑として活用されている。耕作物にオリーブを選択されたことについては、佐世保市文化的景観調査委員会でもその賛否が論議されたところであるが、最終的には、その地域に住む住民の生業安定にかかわることであるので、住民自体で、その耕作範囲等を検討されることが必要である。蔵地区を含め黒島は自治会組織が比較的確立された地域であるため、このような検討・実行は、これら既存の組織を活用した住民主体によって、まちづくりと景観保全、文化・伝統の継承を図るべきであろう。

一方、行政の体制も整理、強化される必要がある。文化的景観の継承・活用においては、教育委員会のほか、都市整備、土木、農水商工、観光部局、水道管理者等の多くの協力連携が必要となる。県関係部局との連絡調整も含めて、関係機関が緊密に協力できる体制を整備したい。その上で、地域活動を積極的にサポートしていくこととする。

■文化的景観を維持するためのシステムづくりの必要性



第3章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

第1節 保存管理に関する考え方

保存管理に関する基本方針を踏まえ、保存管理に留意した土地利用のあり方等を示す。

第1項 自然地理的背景

現状の植生区分に従った管理を行うとともに、伐採跡地の回復、育成を行うことで森林保全に努める。本地域に近接した九十九島地域については自然公園法で保護されているが、本地域についても景観として連続したものであり、同様に保全されるよう努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
自然林	天然林が残る森林は、今後も現状維持を行うこととする。
二次林	家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採・更新されてきた場所でありスタジイ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。
人工造林・竹林	- 道筋や集落内に防風林として植林された人工造林は、景観構成要素であり、保存に努める。 - 森林と人との共生を重視する森林整備に努める。 - 資源の循環利用を重視する森林整備に努める。
道路	生業や森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。
海岸・河川	- 自然海岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 - 多様な生態系の維持に努める。 - 港湾整備などの公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。
その他	- 文化的景観区域内には大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に十分配慮を行う。（山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等） - 風力発電施設については、原則として設置しない。 自然公園（西海国立公園）内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（H16.1.19）があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設（風車）の取扱い基準について」（H14.11.11）がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。 (第7章参考資料：風力発電施設についての考え方)

第2項 独特な歴史的背景

文化的景観が形成される根本的なバックグラウンドであり、保全、継承、活用に努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
寺社・教会	・ 構造、材料、色彩等の保存に努める。 ・ 高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・ これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設である可能性もあるため、原則として移設は行わない。
墓地	・ 古墳は集合墓地が整備されて以降は各集落による自主管理も停滞してきており、山野に埋もれている箇所もある。文化的景観を構成する無形の要素と関係が深い可能性が高いため、住民の協力を得ながら保全に努める。
石造物	・ 場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 ・ 古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。
戦跡	・ 軍港防備の一翼を担うという近代における黒島の役割を物語るものであり、保全し活用を図る。

第3項 生業空間と密接に結びついた集落

文化的景観を構成する主要な要素と位置づけ、景観計画と連携して景観保全を図るとともに、営農の支障となる案件については、改善策を検討しながら防風林や耕作地等の景観の継承に努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
住居	・ 高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 ・ 伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 ・ 防風林の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な樹木の利用法が認められており、これらについては、継承されることが望ましい。 ・ 良好な景観を有する「集落」としての景観保全に努める。
工場・事業所	・ 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・ 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
寺社・教会	・ 構造、材料、色彩等の保存に努める。 ・ 高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築

	様式になるよう努める。 これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設である可能性もあるため、原則として移設は行わない。
信仰に関する空間	寺社仏閣・教会堂や、信仰復活の地等の建物・空間は、周囲の景観も含め保存することとし、文化的景観を構成する無形の要素の可能性研究に支障をきたさないようにする。
墓地	古墓は共同墓地が整備されて以降は各集落による自主管理も停滞してきており、山野に埋もれている箇所もある。文化的景観を構成する無形の要素と関係が深い可能性が高いため、住民の協力を得ながら保全に努める。
石造物	- 場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 - 古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。
防風林	- アコウ、スダジイ等の自然林を活用したもの。近年になって改造を施された場所が比較的に少ないため、現状維持に努める。 - アコウ、イヌマキを人為的に植林したもの。家屋・集落を暴風や陽射しから守るために人為的に植林されたもので、抜本的な改変を行わず、手入れを行いながら景観を生かしたまちづくりの可能性を検討する。
景観木	保全に努める。
湧水地・溜池	生活や営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。
耕作地	耕作放棄地になっている場所が多いが、この数年で放棄された箇所に関し農地としての再生の可能性を検討する。
広場・耕作放棄地	- 資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 - 集落と一体となって良好な景観を形成するよう活用方法や整備方針を検討する。
道路	- 農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。 - 新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、佐世保市景観計画を尊重するとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。
公共施設	- 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 - 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
工作物	景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。

	電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。
屋外広告物	- 商行為等の広告物設置は可能な限り行わないことが望ましい。地場産業の浮揚や地域振興上やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 - 交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。
その他	景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。

第2節 既存法令等による土地利用規制の整理

申出対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法による行為規制が適用されている土地が含まれる。

■土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域 ※ただし、今保存計画にかかる地域はこの法の適用を受ける区域には指定されていない。	許可又は届出	【許可事項】 ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 【届出事項】 木竹の植栽、家畜の放牧	懲役又は罰金
	普通地域 ※ただし、今保存計画にかかる地域はこの法の適用を受ける区域には指定されていない。	届出	①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。	懲役又は罰金
景観法	重点景観計画区域	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、	罰金

			増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	
佐世保市景観条例 ※条例（案）添付	重点景観計画区域 ※ただし、今保存計画にかかる地域を特定し規制する規定はなく、市全域を対象とする。	届出	同上	勧告
森林法	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
	国指定文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	懲役 若しくは 禁錮 又は 罰金
文化財保護条例	県指定文化財	許可又は届出	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	罰金 科料
	市指定文化財	許可又は届出	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役 又は 罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役 又は 罰金
漁港漁場整備法	漁港	許可	工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）	罰金

第3節 景観法に基づく景観計画による行為誘導

第1項 景観計画のエリア区分

重要文化的景観申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要であり、佐世保市では、平成22年6月、佐世保市全域を対象に「佐世保市景観計画」を策定し「佐世保市景観条例」の制定を行った。本計画では、市域全体を一般景観計画区域とし、下記のとおり4ゾーン、9エリアに分け、それぞれの特徴に応じた景観形成基準を策定した。このうち黒島地区はく島・半島ゾーン>のうち九十九島エリアに含まれている。さらに将来的には黒島地区を含む重点景観計画区域を8つの区域設定することを想定している。

<く島・半島ゾーン> ①九十九島エリア ②島エリア ③佐世保湾エリア ④ハウステンボスエリア	<都心まちなみゾーン> ⑥都心エリア <沿道まちなみゾーン> ⑦市街地エリア ⑧郊外市街地エリア ⑨集落エリア
<山なみゾーン> ⑤山並みエリア	

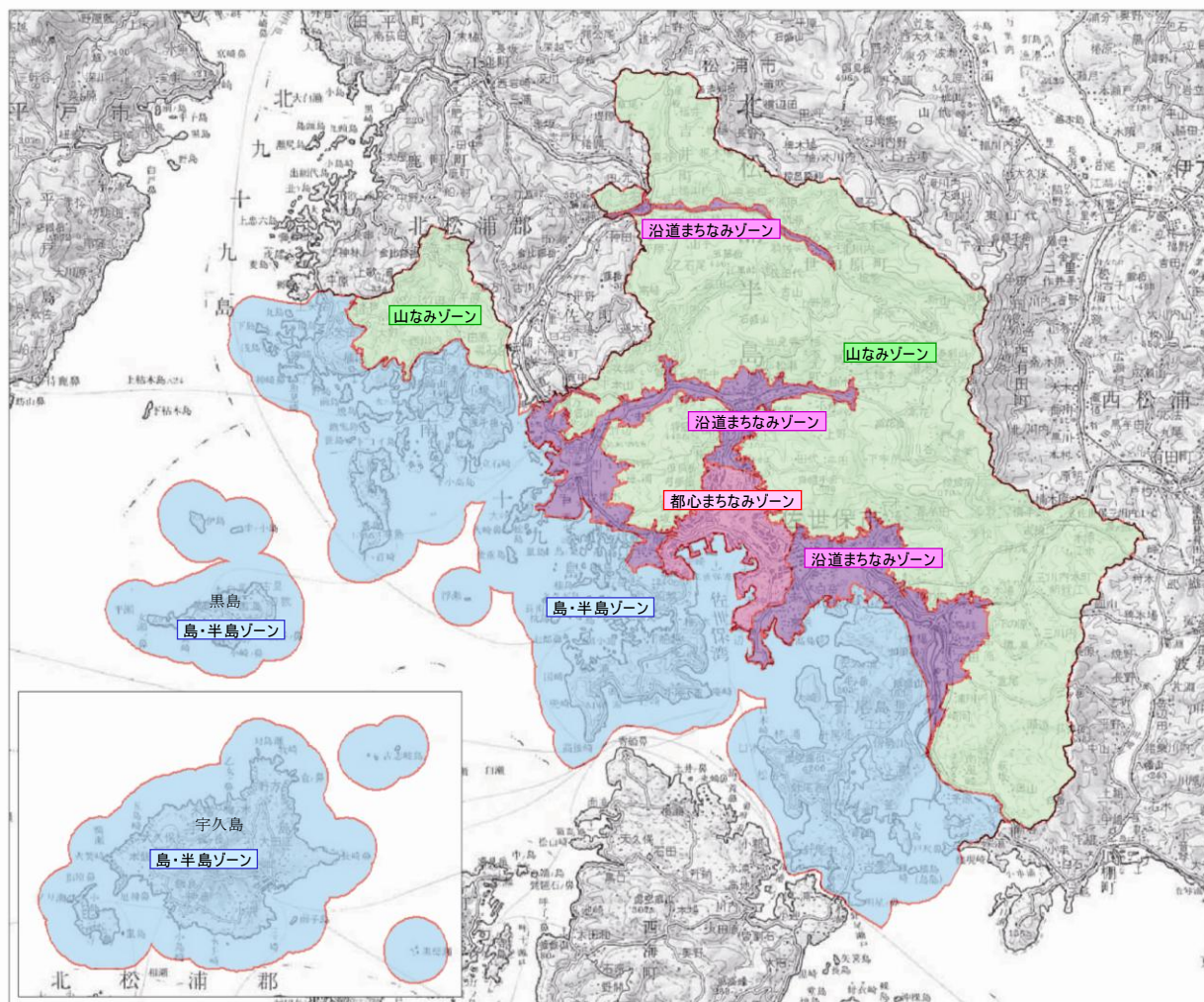


図5 佐世保市景観計画ゾーン区分図

第2項 ゾーン別の景観形成の方針

上記の4ゾーン、すなわち「島・半島ゾーン」、「山なみゾーン」、「都心町なみゾーン」、「沿道町なみゾーン」について、それぞれの地域環境を活かした個性ある景観形成を進めるため、良好な景観の形成に関する方針を以下のように定める。

①島・半島ゾーン

＜景観形成の方針＞

九十九島等の眺望が守られ、海と半島の緑に溶け込む自然と田園景観の保全

＜景観形成を実現するための配慮事項＞

建築物・工作物等	形態意匠	○周辺環境との調和が図れる高さ、規模とする。 ○主要な眺望点から海への眺望をさまたげないようにする。 ○海からの眺望に配慮し、背景の緑の稜線への眺望をさまたげないようにする。 ○稜線への眺望をさまたげるものは、最小限ですむような形態に配慮する。 ○鉄塔等の工作物は、自然景観から突出しないように、設置場所、色彩等に配慮する。
	色彩	○海や樹林の自然の色と調和が図れる低彩度の色彩とする。
	その他	○建築設備等は、建物本体との調和に配慮するとともに、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○敷地内は、できる限り緑化に努める。 ○のり面は、周辺環境に溶け込むよう緑化などの修景を図る。 ○周囲の環境に配慮した夜間景観の形成に配慮する。 ○自然の海岸の緑や樹林地の樹木は、極力保全する。
屋外広告物		○広告物の大きさ、素材、色彩は、自然景観と調和するものとする。 ○広告物や案内板等は、集合化を図るなど設置数を減らす工夫をする。 ○適切な維持管理に努める。

②山なみゾーン

＜景観形成の方針＞

山並みの自然や茶畑、棚田などの田園景観の中に溶け込む集落や、幹線道路沿道のまちなみによる自然と田園景観の保全

＜景観形成を実現するための配慮事項＞

建築物・工作物等	形態意匠	○周辺環境との調和が図れる高さ・規模とする。 ○大規模な建築物等は、山の稜線への眺望をさまたげないようにする。 ○外壁等は、自然景観と調和が図れる素材とする。 ○鉄塔等の工作物は、自然景観から突出しないように、設置場所、色彩等に配慮する。
	色彩	○自然景観と調和する低彩度色とする。
	その他	○建築設備等は、建物本体との調和に配慮するとともに、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○敷地内は、できる限り緑化に努める。 ○のり面は、周辺環境に溶け込むよう緑化などの修景を図る。 ○周囲の環境に配慮した夜間景観の形成に配慮する。 ○自然の緑や樹木等は、極力保全する。 ○資材置き場等は、道路から見えないよう遮蔽する。
屋外広告物		○広告物の大きさ、素材、色彩は、自然景観と調和するものとする。 ○広告物や案内板等は、集合化を図るなど設置数を減らす工夫をする。 ○適切な維持管理に努める。

③都心町なみゾーン

<景観形成の方針>

山並みと海への眺望により身近に自然が感じられ、佐世保の玄関にふさわしい活気と賑わいのあるまちなみ景観の保全・創造

<景観形成を実現するための配慮事項>

建築物・工作物等	形態意匠	○周辺環境との調和が図れる高さ・規模とする。 ○主要な眺望点からの眺望に配慮し、背景の山の稜線への眺望をさまたげないようにする。 ○高層の建物は、稜線への眺望を大きくさまたげないような形態に配慮する。 ○斜面地に立地する大規模建築物等は、規模や壁面の大きさを感じさせない形態とする。 ○低層部は、まちなみの連続性に配慮するとともに、賑わいの演出に配慮する。 ○駐車場は、建物本体との一体化や配置を工夫し、目立たないように配慮する。 ○鉄塔等の工作物は、周辺環境から突出しないように設置場所、色彩等に配慮する。
	色彩	○建築物の色彩は、周辺の自然やまちなみと調和が図れるよう、低彩度色を基本とする。 ○佐世保駅周辺の建築物の色彩は、アーサターを基本に調和させる。 ○企業のイメージカラーで派手なものは、アクセントカラーとして用いるなど工夫する。
	その他	○建築設備等は、建物本体との調和に配慮するとともに、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○敷地内の緑化に努める。 ○斜面地に、大規模なよう壁やのり面ができないように工夫する。 ○建築物と一体となった架台やよう壁は、仕上げの工夫や緑化などにより周辺との調和に配慮する。 ○歩行者空間に賑わいをもたらす演出など、周囲の環境に配慮した夜間景観の形成に配慮する。 ○斜面地の樹木等は、極力保全する。
屋外広告物		○広告物は、必要以上に掲出せず、質の高いデザインとし、適切な維持管理に努める。 ○まちなみから突出する広告物は避け、建物や周辺のまちなみと調和する大きさ・形態とする。 ○窓面を覆い尽くすような広告物の掲出は避ける。

④沿道町なみゾーン

<景観形成の方針>

山並みの緑や田園が背景に、まとまりが感じられる沿道のまちなみ景観の創造・育成

<景観形成を実現するための配慮事項>

建築物・工作物等	形態意匠	○周辺環境との調和が図れる高さ・規模とする。 ○山の稜線への眺望をさまたげないようにする。 ○山の稜線への眺望をさまたげる場合は、頂部のデザインに配慮する。 ○低層部は、まちなみの連続性に配慮するとともに、賑わいの演出に配慮する。
	色彩	○建築物の色は、派手な色彩を用いず、まちなみの統一感を形成する。 ○企業のイメージカラーで派手なものなどは、アクセントカラーとして用いるなどの工夫をする。
	その他	○建築設備等は、建物本体との調和に配慮するとともに、できる限り周囲から見えないように配慮する。 ○敷地内は、積極的に緑化を図る。 ○建築物と一体となった架台やよう壁は、仕上げの工夫や緑化などにより周辺との調和に配慮する。 ○駐車場は、建物本体との一体化や配置を工夫し、目立たないように配慮する。 ○歩行者空間に賑わいをもたらす演出など、周囲の環境に配慮した夜間景観の形成に配慮する。
屋外広告物		○屋上への広告物の掲出は避け、掲出する場合は、建築物やまちなみと調和するデザインとする。 ○地上広告は、まちなみから突出しない高さとし、統一性をもたせる。 ○のぼり旗は、必要最小限にし、連続的な掲出は行なわない。 ○電飾を用いた広告は、最小限にする。 ○適切な維持管理に努める。

第3項 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準

良好な景観を形成するために、景観に与える影響が大きい建築物、工作物を対象にゾーン別に景観形成基準を定めて景観誘導を行う。

①届出対象行為

1) 届出対象建築物（法第16条第1項1号）

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

イ. 用途地域ごとに定める建築物

	用途地域	建物高さ
1	第1種・第2種低層住居専用地域	10mを超えるもの
2	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	10mを超えるもの
3	商業地域	15mを超えるもの
4	市街化調整区域 都市計画区域外	10mを超えるもの

ロ. 延べ面積が1,000㎡を超える建築物

ハ. 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とする。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の延べ面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下又は5分の1以下となるもの

2) 届出対象工作物

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとする。

イ. 工作物

次にあげる工作物の種類のうち、高さが15mを超えるものとする。

ただし、よう壁(④)については高さが10mを超えるもの、高架道路等(⑮)については全て

のもの、橋梁等(⑯)については橋長 30m を超えるもの又はトラスなどの構造物が道路面等より上部にあるものとする。

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ よう壁
- ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車
- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- ⑯ 橋梁その他これに類するもの
- ⑰ ゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く)
- ⑱ 前号に定めるものの外、市長が指定し告示したもの。

ロ. 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が 10 ㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で 10 ㎡以下又は 5 分の 1 以下となるもの

3) 都市計画法第 4 条 12 項に規定する開発行為

区域面積 3,000 ㎡を超えるもの

4) 良好な景観の形成に支障のある行為

- ① 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5m を超えるのり面を生じるもの
- ② 木竹の植栽又は伐採で、その面積が 3,000 ㎡を超えるもの
- ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が 6 月を超え、かつ、その面積が 500 ㎡又は高さが 5m を超えるもの
- ④ 水面の埋立て又は干拓で、その面積が 3,000 ㎡を超えるもの又は高さが 5m を超えるのり面を生じるもの

②建築物・工作物の景観形成基準

項目	島・半島ゾーン
形態 意匠	・周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・主要な眺望点から見て、海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。 ・よう壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。 ※主要な眺望点とは、九十九島八景の眺望ポイント8箇所のこと。(展海峰、石岳展望台、船越展望所、弓張岳展望台、鶴渡越展望台、高島番岳、冷水岳、長串山)
色彩	・周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。 ・屋根や建築物上部については、無彩色を推奨する。 ・建築物などの色は、マンセル値により、色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下、その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。 ・背景が海となる場合は、明度は 4 以上を推奨する。また、背景が緑や山並みとなる場合は、明度は 9 以下を推奨する。 ※次に該当するものについては、この限りでない ・アクセント色として着色される部分（外壁の各方向の見附面積の 10%以内とする）の色彩。 ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩。 ・市民が利用する地域のシンボルとなる公共施設等で、市長が景観審議会の意見を聞いて認める場合。
建築 設備等	・建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 ・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。
外構	・敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。 ・建築物と一体となったよう壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。 ・前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。 ・敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。 ・公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。
付属 施設	・倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	・駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。
夜間 景観	・過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。

第4項 景観計画におけるその他の事項

佐世保市景観計画において、①景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針、②屋外広告物の表示等に関する基本方針、③景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準、④景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項、を定めることを検討する。

これらの方針は、景観行政団体である佐世保市が、今後も良好な景観を維持するために必要であると定めた最低限の配慮事項であり、景観重要公共施設に指定されていない公共施設についても、これに準じることが望まれる。

また、屋外広告物は、地域の景観に大きな変化をもたらす場合があるため、上記した②の基本方針のほかに、より細かい基準の策定を行うことも検討する。

第4節 現状変更の取扱い

重要文化的景観は、法執行上の規定として文化財保護法第8章(第134条―第141条)に、重要文化的景観の選定や現状変更の規制等が記されている。

また、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第24号)の公布により、文化的景観を形成する重要な構成要素を特定することとなった。この改正により、重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出(法第136条関係)及び現状変更等の届出(法第139条関係)は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすることとなった。

申出地域で行われる現状変更対象行為の多くは、自然公園法、農地法、森林法、景観法等に基づく届出の対象行為となっている。

第1項 文化財保護法の届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、以下の行為とする。当該物件の所有者は、現状変更の際に教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うこととする。

■届出を要する行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損(法第136条)については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令(第4条)で定められている。

※現状変更の届出等(法第139条)については、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとされており、その措置の範囲は省令(第7条)で定められている。

第2項 文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、本計画において届出を要しない行為として定めている。

- ① 地盤面下又は水面下における行為
- ② 仮設の建築物、工作物の建設等
- ③ 通常の利用行為、軽微な行為
- ア 建築物の新築、増築等、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 建築面積が 10 m²以下の建築物
 - ・ 色彩の変更行為を行う部分が 10 m²以下のもの
 - ・ 擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が 10 m²以下のもの
 - ・ 電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ 3m 以下のもの
 - ・ 生業を営むために行う、高さが 1.5m 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等
 - ・ 生業を営むために行う、幅員が 2m 以下の用排水路又は幅員が 2m 以下の農道若しくは林道の設置
 - ・ 現在も使用している墓地における改葬
- イ 土地の形質の変更行為で、面積が 100 m²以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）
- ウ 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第8章（第140条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で佐世保市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第4条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

第4章 文化的景観の整備活用に関する事項

第1項 整備活用に関する考え方

基本方針を踏まえ、整備活用に関する考え方を以下に示す。

整備活用については、自然地理と独特な歴史を背景とした集落景観を体感し、地域の文化を知ることができるようにすることを基本とする。調査研究による価値づけを継続することはもちろんのこと、修景事業の計画・実施、景観保全を担う人材育成等、検討事項は多岐に渡る。

黒島の文化的景観の整備は、集落としての景観を保全するよう努める。文化的景観の保全については、関係部署と調整し、価値のき損や滅失がないように努めることが原則である。

公共事業については、これまで管理者が異なるという理由から、隣接する場所であっても、工法や材料の違いがあり、景観保全の整合性が取りにくいことが課題であった。公共工事は景観への影響が大きいため、景観保全に対する認識を統一する必要がある。また、集落景観には、学校、橋梁、道路、港等、景観に大きな影響を及ぼす公共施設が含まれている。これらについては、景観計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めることも想定される。国土交通省から、「公共事業における景観検討の基本方針」(H21.4.1改訂)が示されており、その他長崎県が作成した「世界遺産登録に向けた公共事業あり方ガイドライン(暫定版)」などの内容を踏まえた事業実施に努めることとする。(第7章参考資料：公共事業におけるガイドライン等の尊重)

文化的景観を確実に継承していくため、地域住民の要望や必要に応じて景観計画の見直し等も検討していく。

文化的景観の活用のため、上述した景観保全の取り組みと同時に、県内に分布する同様の価値を持つ文化的景観地域との連携を図り、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録の取り組みに併せ、広域な周知啓発ルート等の開発に取り組むこととする。

保存調査で抽出された景観阻害要因については、文化庁事業等を活用して、修景や除去に努める。これらの修理修景を実施しながら、地域内の拠点施設の整備や、サイン計画等を併せて検討する。

また、文化的景観を長期的に保全し、継続していくために、地域産業の育成を図るものとする。

第2項 整備活用の方針

第1節 自然地理的背景

景観を構成する要素	整備活用の方針
自然林	①整備の方針 ・ 自然林としての保全に努める。 ・ 水源涵養林として保全に努める。 ②活用の方針 ・ 全体眺望として、文化的景観の価値と併せて周知できる方法を検討する。
二次林	①整備の方針 ・ 下草刈りや間伐など手入れを行い里山として管理する。

	・ 用材として一定の規模以上を伐採した場合は、植林を行う等、植生の早期回復に努める。 ②活用の方針 ・ シイ類が多く、里山を活用した取り組みが望まれる。 ・ 木炭など林産物の生産を図る。
人工造林・竹林	①整備の方針 ・ 防風林として植林されたものは「防風林」に準じる。 ・ その他の植林地は「二次林」に準じる。 ②活用の方針 ・ 防風林として植林されたものは「防風林」に準じる。 ・ その他の植林地は「二次林」に準じる。
道路	①整備の方針 ・ 地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を検討する。 ②活用の方針 ・ 森林内を通る里道を散策路とすることで、林空間の活用を検討する。
海岸・河川	①整備の方針 ・ 自然海岸としての保全に努める。海岸採石の跡も同様。 ・ 自然護岸や自然石積護岸を活かした整備に努める。 ②活用の方針 ・ 自然海岸は景観を活かした散策場所とする。 ・ 磯場は魚介類や藻類の採集場として保全する。
その他	①整備の方針 ・ 修景に関しては、重要文化的景観保護推進事業のほか様々な支援策を検討する必要がある。 ②活用の方針 ・ 海岸など自然景観や天然記念物を活かした散策ルートの設定を検討する。

第2項 独特の歴史的背景

景観を構成する要素	整備活用の方針
寺社・教会	①整備の方針 ・ 黒島天主堂（国指定文化財）については、各種補助事業等を利用し修景整備を検討する。 ・ 参道や庭園等、建築物と一体となって良好な景観を形成しているものも含めて保存整備を検討する。 ・ 従来の構造、材料、色彩等の保存に努めた整備を行うこととする。

	②活用の方針 - 観光利用が多い黒島天主堂は、地域活動の拠点となることも想定される場所であり、整備活用計画との連携を図る。 - 本村の興禅寺や黒島神社それに付随する石造物なども集落の景観形成の要素となっており、文化的景観の価値を付加することによって、更なる活用方策を検討することとする。 - ただし、これらは信仰の場であり、島内住民の生活に直結しているところであるので、十分な配慮が必要である。
墓地	①整備の方針 - 地域生活に密接した場所であり、現状維持に努める。 - 地域における重要な構成要素になる可能性のあるものについては、その保存の可能性について検討する。 ②活用の方針 - 共同墓地においては、外国人神父や地域の発展に尽力した人物の墓があり手厚く埋葬されている。観光客も訪れる可能性もあることから、天主堂など他の資産との連携を図ることで、更なる交流人口の増加が見込まれる。 - 古墓については現段階で積極的な活用は想定しないが、歴史体験ツアーなど教育文化的な事業に際しては見学できるようにしたい。
石造物	①整備の方針 - 地域に散在する石塔や石碑等の石造物は、現状維持に努める。 - 記念碑等は景観を阻害する要因となり得るため、原則として新たな設置は行わないこととする。 ②活用の方針 「かっぱ塚」「信仰復活の地碑」など地域史に深く関連する石造物も多い。その地を訪れた旅行者等がその価値を理解できるようなマップ等の作成が考えられる。
戦跡	①整備の方針 - 近代における黒島の歴史を物語るものであり、見学、利用可能なように保存整備を行う。 ②活用の方針 - 説明板の設置や散策マップへの掲載など周知を図る。また休憩や展示施設など内部空間の活用を検討する。

第3項 生業空間と密接に結びついた集落

整備活用の方針	整備活用の方針
住居	①整備の方針 現在、集落には木造平屋建で勾配のある屋根形状を有しているも

	のが多い。住居は木造が望ましく、高さについては2階建て以下を原則とする。 ・ 空家は所有者の協力を得て散策を行う際の休憩施設、物販所などとしての整備が考えられる。 ・ 島内には廃屋が点在しており、これらは景観上好ましいとはいえない。私有財産であり解体処分等の対策には法的な壁もあるが、所有者との折衝や島内での協議などにより、対策を講じたい。 ②活用の方針 ・ 魅力ある集落景観を作ることで、交流人口の増加を図る。 ・ かつて行っていた修学旅行などの受け入れなども考えられる。 ・ ただし、これまでの島の暮らしを保全する観点からも、大規模な交流人口増を目指すことは想定しない。
工場・事業所	①整備の方針 ・ 地域イベント開催時の拠点施設として、周辺部の整備も考えられる。 ・ 現在、島内には地元産の土産品を流通販売する組織・施設がないため、これらソフト・ハードともに、その必要性や対応策を島内組織で協議する。 ②活用の方針 ・ 他の地域では漁協や農協など地域の組織で地場物産品の即売会を行っている事例も多数あり、他地区を参考に活用策を検討する。
寺社・教会	①整備の方針 ・ 前表「独特な歴史的背景」の「神社、寺、教会堂」と同じ。 ②活用の方針 ・ 前表「独特な歴史的背景」の「神社、寺、教会堂」と同じ。
信仰に関する空間	①整備の方針 ・ 寺社、黒島天主堂及「信仰復活の地」は、現在の景観を継承することを基本とし、原風景と極端に異なりコントラストが強い構造物等がある部分については、修景を行っていく。 ②活用の方針 ・ それらの場所や意味をまとめたマップ等を作成することで、無形の価値の周知に繋がると考えられる。
墓地	①整備の方針 ・ 集落ごとに形成された古墓は、現在管理されていない箇所もあるので、地元の協力を得て草刈等を行い、見学できるようにする。 ・ ただし、故人を弔った生活直結の場であるので、無用の整備は行わない。 ②活用の方針 ・ 古墓については現段階で積極的な活用は想定しないが、歴史体験

	ツアーなど教育文化的な事業に際しては見学できるようにしたい。
石造物	①整備の方針 ・ 地域に散在する石塔や石碑等の石造物は、現状維持に努める。 ・ 記念碑等は景観を阻害する要因となり得るため、原則として新たな設置は行わないこととする。 ②活用の方針 ・ 「かっぱ塚」「信仰復活の地碑」「くさび跡が残る石切場跡」など地域史に深く関連する石造物も多い。その地を訪れた旅行者等がその価値を理解できるようなマップ等の作成が考えられる。
防風林	①整備の方針 ・ 家屋や耕作地、集落を取り囲む防風林は、地域独自の特徴的な景観であり、その保存整備に努める。 ・ 近年、高齢化などにより剪定を行っておらず、自然林と区別がつかなくなっているところもあるので、今後は、これらが防風林として機能をしていた原風景に戻せるところは地元住民の協力を得て極力行っていく。 ・ 防風林はまずは個人所有物件ではなく、集落所有のものを選定していく。 ・ 黒島の文化的景観を形成する重要な要素であるため、地域住民と連携してその保全に努める。 ・ また海からの強い季節風や夏の日差しを防ぐためのものであり、実用面を考慮しつつ、今後大幅な改変を加えず現状維持に努める。 ②活用の方針 ・ 日常生活に溶け込む防風林としての景観を眺望できるように配慮する。 ・ 集落内の小道を散策すると、大規模な防風林を見ることができる。貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
景観木	①整備の方針 ・ 集落のシンボリック存在となっており、現状維持に努める。 ②活用の方針 ・ 説明板の設置や散策マップへの掲載など周知を図る。
湧水地・溜池	①整備の方針 ・ 島の生活に必要な水資源であり、その機能を確保しつつ、景観への影響を最小限に抑えた整備に努める。 ・ 現在、島内には上水道が整備されていないため、別途整備を含め検討する。 ②活用の方針

	・ 日常生活の機能・風景であり、特別なことを行わず現状維持に努める。
耕作地	①整備の方針 ・ 耕作放棄地になっている場所が多いため、活用策を検討したうえで、農地としての回復を検討する。また目立つ場所については定期的な除草などを行う。 ・ 耕作地の景観を形成する防風林の整備及び管理技術について地域内での継承に努める。 ②活用の方針 ・ 集落や耕作地の修景を行うことで、交流人口増加のほか、畑地オーナー制などの活用を検討する。 ・ 学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・ 耕作物の地域ブランドとしての可能性を調査研究し、特産品の開発を行う。ただし、可能なかぎり従前からの耕作物を用いることが望ましい。
広場・耕作放棄地	①整備の方針 ・ 耕作放棄地については「耕作地」に準じる。 ・ 駐車場整備は基本的に行わない。 ②活用の方針 ・ 耕作放棄地については「耕作地」に準じる。
道路・里道	①整備の方針 ・ 地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を行う。現段階では島内の主要な幹線道路及び里道がこれにあたることを想定する。 ・ 島内道路の整備については、無用な拡張・拡張をせず、住民から生活改善要望に上がっている箇所については、必要最小限の幅員を確保するよう改修していく。 ・ ガードレールなどの構造物はコントラストの強い色調を避け、景観の保全に努める。 ・ 土地利用を尊重した整備に努める。 ②活用の方針 ・ 荒廃している里道の復活など、既存の歩道等を利用した遊歩道の整備が考えられる。 ・ 集落内の小道（歩道）については、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
公共施設	①整備の方針 ・ 学校や消防倉庫等を改修する場合は、周囲の景観との調和に努める。

	・ 漁港整備で、大きな構造物が設置される場合は、特に周囲の景観に調和するよう配慮を行う。 ②活用の方針 ・ 既に設置されている公共施設（学校や公園等の広場）については、地域活動の場として積極的に利用ができるよう調整を行う。
工作物	①整備の方針 ・ 電線などの地中埋設については工事費や道路との関係もあるため長期的な計画策定が必要。 ・ 景観を阻害しているものについては修景事業を実施していく。 ②活用の方針 ・ 不用となった工作物が放置されないよう努める。
屋外広告物	①整備の方針 ・ 必要最小限の場所に、適切な大きさ、適切なデザインのものを配置する。 ・ 貴重な文化財の脇に案内板を設置する場合は特に注意を要し、文化財自体の価値を損なうことがないように努める。 ・ 民間広告物についても、景観に十分は配慮が行われるよう、その仕組みについて地域住民と検討していく。 ②活用の方針 ・ 本地区の文化的景観は、説明板を設置しないとその価値が分からないものも多く、地域と調整を図りながら設置を行い、文化財としての活用を図る。
その他	①整備の方針 ・ 文化的景観の価値を高めるため、地域内の文化財の調査、修復、整備を行う。 ・ 地域で景観協定を締結し、より細やかなルール作りを目指す。 ・ 修景に関しては、文化的景観保護推進事業で行う事業のほか、様々な支援策を用意していくことが考えられる。 ②活用の方針 ・ 文化的景観の価値については、その区域内の住民への周知に加え、観光客を含めた幅広い周知を行う。 ・ 生涯学習の一環として、公民館講座等を活用し、文化的景観の周知を図る。 ・ 地域の魅力をどのように伸ばし活用するのか、目標を明確にする。 ・ 学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・ 増加が見込まれる交流人口（観光客等）の受け入れ態勢を確立させる。その場合は、地域住民の生活を保護することが大前提であり最優先事項とする。

第3節 整備活用計画

本章第1項及び第2項で文化的景観の整備活用の方針を示したが、詳細については、調査委員会を発展させた佐世保市文化的景観保存推進委員会で検討を行い今後策定される整備活用計画（仮称）に拠るものとする。この整備活用計画は、保存調査で明らかとなった文化的景観の価値を保護し活用するため、文化的景観地域内におけるより詳細な整備活用の指針を定めるもので、今後は、同計画に基づき整備を進め活用を図り地域振興に繋げることとしている。以下は、佐世保市内における既存の取り組み等を踏まえた、整備活用計画の骨子（案）である。

【黒島の文化的景観整備活用計画 骨子（案）】

第1項 基本構想

『島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と植物を利用した独特な集落景観と文化を次世代に引き継ぐ』

— 文化的景観を生かした「まちづくり」 —

- ①地域文化の継承
- ②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大
- ③地域産業の振興

離島の限られた地形の利用や防風林の景観を軸に発達してきた農漁村集落の姿を体感し、地域の文化を知ることができるようにするため、「地域文化の継承」、「文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大」、「地域産業の振興」を軸に基本構想の検討を行う。

第2項 基本計画

重要な構成要素として「集落」を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は「集落の構造」にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを生かした活用計画の検討を行う。

①地域文化の継承

文化的伝統の保存・継承・活用、市民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等が考えられる。

②文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

農漁村景観を生かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。ただし、その場合、本地域が離島であることで、アクセスやインフラ、産業など流入人口増への対応が現段階で完全に不足している。これは「住民以外の人々が参入しない離島だからこそ独自の文化的景観を形成してきた」という背景があつてのところであり、この背景を尊重した「島の文化を守る」取り組みとなるように慎重かつ十分な検討が必要である。例えば、テーマにあったメニューを充実させ、文化的景観を生かした周知啓発ルート（まち歩き型観光）の設定等が考えられるが、そのような交流人口増を狙う施策については、併せて、地域自身が取り組

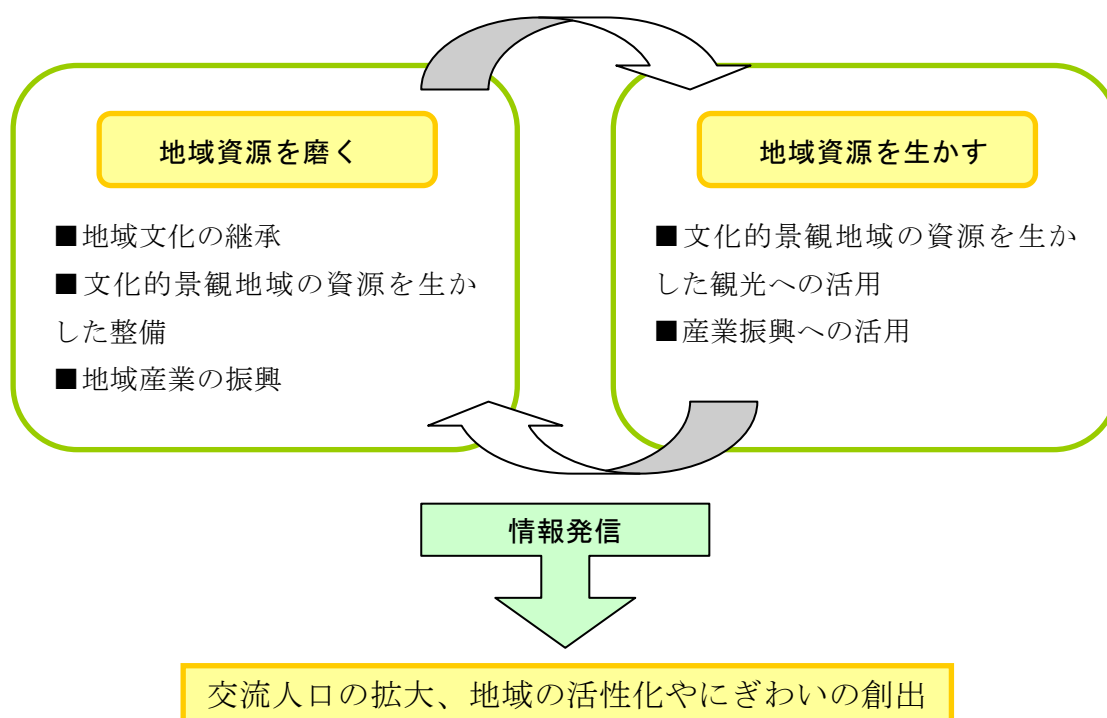
みを認識し「おもてなし」の体制なども啓発・充実させる必要がある。交流人口の対象は市外からの観光客のみではなく、文化的景観の趣旨を市民に理解してもらうためにも、周辺地域に住む市民も対象にすべきであり、市民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取り組みを継続させる必要がある。

文化的景観地域の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携も重要になってくる。

③地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取り組みを進める。

■地域資源を磨き、生かすための取り組み



新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を磨き生かすことを考える。特に前述したように本地域は「住民以外の人々が殆ど参入しない離島だからこそ独自の文化的景観を形成してきた」という背景があることから、この背景を尊重したなかで取り組んでいく必要がある。文化的景観地域内で、既に取り組みが行われている体験事業（豆腐、ふくれ饅頭作り体験・教会でのマナー講座など）や漁師料理のサービス、墓地清掃や磯清掃など地域における景観保全の取り組み等を踏まえ、総合的な整備活用計画を策定しなければならない。

第3項 佐世保市における文化的景観地域の位置づけ

様々な計画や各種事業間における文化的景観地域の位置づけを明確にし、本地域の振興について、全庁的な取り組みを行える体制を確立させる。

また、施設整備にあたっては、現在の観光客の入り込み状況を把握しながら、適切な場所や規模で設けるなどを検討することが肝要である。

以下は、佐世保市観光統計（2008）等のデータを基にしたものである。

- ・佐世保市における推計観光客数は約 480 万人であり、その多くがリゾート施設（ハウステンボス：約 200 万人・西海パールシーリゾート：約 140 万人）に集中しており、テーマパークや西海国立公園九十九島の自然景観が人気を集めてきた。黒島については、これまで観光客推計は行っておらず、地元のボランティアガイドが応対した観光客数をもって測っても、年間わずかに 2,000 人弱程度しか観光客はいない状況である。しかしながら、今取り組みにより黒島が文化的景観に選定される場合、前述した異国情緒と自然景観の両方の魅力がクローズアップされることは必至であり、これら市内にある他の観光施設と黒島地域をどのように結び付け文化的景観地域へ誘導するかの方策について検討を行う。
- ・黒島への観光者は、個人レベルではどれだけの人々が来訪しているのか定かではない。一応、島を訪れる唯一の交通手段であるフェリーの乗客数から推計しても、約 4 千人弱（平成 20 年乗客数 39,903 人の 10%）程度しかないのが現状である。
- ・黒島内における宿泊客に関しては、前述同様定かな統計はないが、島には民宿・旅館等が 3 軒あるのみであり、また人口わずか 600 人弱の小島であることから、観光客のほとんどは日帰りであると推測される。
- ・黒島では、エコツーリズムや地域文化振興の一環として、地元史跡保存会によるボランティア観光ガイドが実施されており、(財)佐世保観光コンベンション協会との連携などにより年間約 2,000 人弱の団体ツアー観光客に対応している。ここでの観光客の反応としては、島の魅力に「黒島天主堂」と「自然景観」を挙げる声が多く、また逆に島内特産品などの土産を購入する手段がないことに残念がる声が聞かれている。
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載されたことで、黒島、特に黒島天主堂への観光客が増えつつあり、これと連携した文化的景観地域を周遊させるルート設定について、さらに検討を行う。
- ・黒島での取り組みとして、婦人会や漁業集落、地元有志などにより、海鮮料理の振舞や豆腐作り体験、ふくれ饅頭作り体験、特産品開発が行われているため、これらの育成や連携を図ることとする。

整備活用計画を策定するにあたっては、文化的景観地区である黒島地域のみでなく佐世保市全域をとらえ、適切なゾーニングや連携を行い、黒島地域が生かすべき魅力を把握した上で、動線計画やそれに伴う整備計画をたて、それを活用するための方策について検討を行う必要があるだろう。

第5章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

第1節 管理運営に関する考え方

基本方針を踏まえ、管理運営に関する考え方を以下に示す。

地域の文化的景観は「地域の資産」であり、良好な景観とともに継承していくには、地域住民と行政の協働が必要になってくる。「良好な景観」の定義は主観に拠るところが大きく、概念的であり、地域の人たちがその議論を深めることは難しいと思われる。しかし、自分たちの町にとって、何が好ましく、何を残していきたいのかを挙げることは可能であり、対象物が明確になると、景観保全に対する意識も向上してくるものである。

黒島は、離島における農漁村地域として自然への人為的な働きかけで景観が形成されてきた場所であり、それら生業が営まれる中で形成されてきた景観を引き継ぐことが重要である。そのためには、地域住民及び行政は文化的景観の価値を正しく理解し、その継承のために必要な体制づくりを進めなければならない。

本計画は、あくまで文化的景観の保存継承の枠組みを定めるものであり、この計画が効力を発揮し景観保全への取り組みへと繋げていくためには、景観行政団体である佐世保市や国・県等の施設管理者、地域住民の協力関係の構築が求められる。

第2節 地域住民の役割

景観法で高さや色等の基準を設けたところで、それを守れば必ずしも良好な景観が形成されていくというものではない。画一的な「作られた景観」を形成することが目的ではなく、立地する場所の条件や周辺環境により、景観に配慮すべき事項は異なってくるものである。景観は、庭の手入れや空き地の利用の仕方等、それらの使い方に拠るところもある。地区を対象としたゆるやかな協定により自主管理することは、地域景観へのコンセンサスを作っていく効果があり、そうした自主的な取り組みで補完することによって広がりが出てくると考えられる。景観協定は、景観規制のルールとしても使えるし、自発的な景観創造の制度としても活用できるものである。

景観資源が点在する集落には、既に地域活性化の取り組みが行われていることもある。

黒島内では、黒島の数ある景観地の代表格である「黒島天主堂」をはじめとした名所旧跡を案内できる「黒島地区史跡保存会」があり、「黒島めぐる」のツアー販売を行っているさせばパール・シー(株)と連携しながら事業展開を行っている。また、地元有志で結成された「ただいま、くろしま、プロジェクト」が島の美化や特産品作りに取り組んでおり、蔵地区では「物多田舎黒島友の会」が耕作放棄地を活用したオリーブ栽培を行い、新たな島の特産物づくりに



黒島地区史跡保存会による
ガイド活動



ふくれ饅頭作り体験

取り組んでいる。「物多田舎黒島友の会」の取り組みは、元々島内には栽培されていなかった作物を取り入れていることから、景観への影響も懸念されるところであるが、耕作放棄地対策としては有効であり、このことを蕨地区にとどまらず島全体で考えながら進めることは、島の地域振興や生活安定につながるものと期待されるところである。また、平成 21 年 10 月に黒島内で開催したワークショップでは、産品開発や情報発信に意欲的な意見も出ており、文化的景観の取り組みを契機に地域振興が加速することが期待される。



耕作放棄地でのオリーブ栽培

文化的景観の継承は、行政の施策と共にそこに住む地域住民の参画と自主性が重要となる。黒島地域は、自治会組織や漁業・農業組織が強く機能している地域であるため、これらを活動の母体組織として位置づけ、自分たちができることから始め、農地が荒れる原因として挙げられる、高齢化や後継者不足、有害鳥獣などの問題を補うための担い手育成への取り組み等を通じて、町全体で文化的景観の継承に取り組むこととしたい。

第 3 節 行政の役割

佐世保市においては、景観計画により全市的に景観に関して一定の規制を設定した。

地域づくりを行うにあたっては、規制のみの制度ではなく、規制のレベルに応じた支援策を用意すべきであり、規制と支援のバランスの取れた制度にしていくことが肝要である。（支援については、人的支援、金銭的支援、規制緩和等が考えられる。）

文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する庁内担当課との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制づくりを行うこととする。

また、現在設置している佐世保市文化的景観調査委員会については、調査及び保存計画策定に詳しい専門家が主な委員であるため、今後策定される、文化的景観整備活用計画については、名称も新たに体制を整えて検討することとしたい。

文化的景観の整備と活用

【行政が行う整備】

- ・ 修理基準、修景基準に基づく整備
- ・ 庁内関係部署との連絡調整
- ・ 国、県関係機関との協力体制
- ・ 地域への支援策

【所有者が行う整備】

- ・ 修理基準、修景基準に基づく整備
- ・ 良好な景観を維持するための修景
- ・ 行政と協力した担い手育成策

【早期に検討すべき整備活用計画】

- ・ 観光、学校教育、生涯学習の場として
- ・ 地域にとって必要な公共事業とは
- ・ 地場産品の育成

第6章 文化的景観における重要な構成要素

第1節 景観を構成する重要な構成要素の考え方

佐世保市黒島の文化的景観は、「水田・畑地など農耕に関する景観地」、「垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」として独特のものであり、また、それらに無形の要素が深く結びついていることが本質的な価値であることは保存調査で述べたとおりである。

本地域における集落の構造自体が価値を持つのであり、それらの集落における有形・無形の構造を保全していくことが重要である。したがって集落そのものと、集落を構成している要素を重要な構成要素とした。

第2節 重要な構成要素一覧

佐世保市黒島の文化的景観における重要な構成要素は、上記のとおり集落そのものと集落を構成している要素であり、その一覧は下表のとおりである。

①無形の要素を背景とする集落

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
A	集落	本村集落	1 次	町内会	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む
B	〃	名切集落	〃	〃	〃
C	〃	田代集落	〃	〃	〃
D	〃	蔵集落	〃	〃	〃
E	〃	東堂平集落	〃	〃	〃
F	〃	古里集落	〃	〃	〃
G	〃	日数集落	〃	〃	〃
H	〃	根谷集落	〃	〃	〃

②～④は、①の集落の中に含まれるものであるが、中でも典型的・特徴的な以下の要素について保全を図るものとする。

②集落を構成する要素

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
1	工場	宝亀石材工場	1 次	個人	
2	〃	黒島石材工場	〃	〃	
3	事業所	佐世保市相浦漁業協同組合黒島支所	〃	団体	
4	〃	ながさき西海農業協同組合黒島事業所	〃	〃	
5	寺社、教会	黒島天主堂及び附属施設	〃	宗教法人	
6	〃	お告げのマリア修道会黒島支部修道院	〃	〃	
7	〃	興禅寺	〃	〃	
8	〃	黒島神社	〃	〃	
9	〃	金刀比羅神社	〃	〃	

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
10	寺社、教会	蔵集落の仮御堂跡	1 次	個人	
11	防風林	集落の防風林	〃	町内会	重要な要素「集落」に含む
12	〃	根谷のアコウ	〃	個人	
13	〃	根谷のサザンカ	〃	〃	
14	〃	名切のサザンカ	〃	〃	
15	景観木	本村のエノキ	〃	〃	
16	〃	興禅寺のイヌマキ	〃	宗教法人	
17	竹林	集落の竹林	〃	町内会	重要な要素「集落」に含む
18	石造物	黒島港の三界万霊塔	〃	個人	
19	棚田	本村の棚田	〃	町内会	重要な要素「集落」に含む
20	〃	白木谷の棚田	〃	〃	〃
21	水田	東堂平の水田	〃	〃	〃
22	畑地	根谷鼻の畑	〃	〃	〃
23	〃	根谷の畑	〃	〃	〃
24	〃	本村の畑	〃	〃	〃
25	やぐら	屋根無しのやぐら	〃	〃	〃
26	〃	屋根付のやぐら	〃	〃	〃
27	溜池	岳池	〃	市	
28	水源	集落の水源	〃	町内会	重要な要素「集落」に含む
29	湧水	郭公谷の湧水	〃	〃	〃
30	石切り場	田代の採石場	〃	個人	
31	〃	海岸採石の跡	〃	団体	
32	公共施設（教育）	黒島小学校	〃	市	
33	〃	黒島中学校	〃	〃	
34	公共施設（交通）	黒島旅客船フェリー乗り場	〃	〃	
35	公共施設（教育）	黒島保育園	〃	社会福祉法人	
36	公共施設（行政）	黒島支所、公民館	〃	市	
37	公共施設（公園）	本村公園（本村役所跡）	〃	個人	
38	公共施設（漁港）	黒島漁港白馬地区	〃	市	
39	〃	黒島漁港古里地区	〃	〃	
40	〃	黒島漁港名切地区	〃	〃	
41	〃	黒島漁港串ヶ浜地区	〃	〃	
42	公共施設（道路）	市道	〃	〃	
43	〃	里道	〃	〃	

③自然地理的背景を構成する要素

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
44	自然林	黒島神社社叢	1 次	宗教法人	
45	〃	海岸林	〃	町内会	重要な要素「集落」に含む
46	〃	女瀬	〃	〃	
47	属島	伊島	〃	個人	
48	〃	幸ノ小島	〃	〃	
49	海岸	黒島の海岸の岩場	〃	団体	
50	〃	名切ノ浜	〃	〃	
51	〃	蔵ノ浜	〃	〃	
52	〃	小崎ノ浜	〃	〃	
53	〃	東堂平ノ浜	〃	〃	
54	〃	白木ノ浜	〃	〃	
55	〃	里ヶ浦	〃	〃	
56	〃	日数ノ浜	〃	〃	
57	〃	根谷ノ浜	〃	〃	
58	〃	串ノ浜	〃	〃	
59	〃	伊島の海岸の岩場	〃	〃	
60	〃	幸ノ小島の海岸の岩場	〃	〃	
61	河川	本村川	〃	市	
62	〃	白馬川	〃	〃	
63	〃	番岳川	〃	〃	
64	〃	小崎川	〃	〃	
65	〃	黒島名切川	〃	〃	
66	〃	黒島名切川支流	〃	〃	
67	〃	日数川	〃	〃	

④独特の歴史的背景を構成する要素

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
68	河川	東堂平川	1 次	市	
69	石造物	かっぱ塚	〃	個人	
70	〃	信仰復活の碑	〃	市	
71	〃	興禅寺裏の石塔	〃	個人	
72	墓地	興禅寺墓地	〃	宗教法人	重要な要素「集落」に含む
73	〃	興禅寺歴代住職墓所	〃	〃	〃
74	〃	本村墓地	〃	町内会	〃
75	〃	小田墓地	〃	市	〃

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
76	墓地	小田平墓地	〃	宗教法人、市	重要な要素「集落」に含む
77	〃	岳墓地	〃	町内会	〃
78	〃	田代墓地	〃	〃	〃
79	墓地	仕切牧墓地	1 次	町内会	重要な要素「集落」に含む
80	〃	東堂平古墓	〃	〃	〃
81	〃	東堂平墓地	〃	〃	〃
82	〃	長谷墓地	〃	〃	〃
83	〃	寄人の墓	〃	〃	〃
84	〃	殉教墓	〃	〃	〃
85	戦跡	旧黒島南砲台発電所	〃	個人	
86	〃	旧黒島東砲台発電所	〃	〃	
87	〃	旧黒島東砲台探照灯格納庫	〃	〃	
88	〃	白木の突堤	〃	団体	
89	〃	旧名切砲台跡	〃	個人	
90	〃	旧黒島発電所	〃	〃	
91	〃	旧黒島番岳砲台聴音機跡	〃	〃	
92	〃	旧黒島番岳砲台探照灯跡	〃	〃	

■重要な構成要素

番 号	A	
種 類	集落	
名 称	本村集落	
住 所	佐世保市黒島町 1 番地外 959 筆	
管理者	本村地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	B	
種 類	集落	
名 称	名切集落	
住 所	佐世保市黒島町 2581 番地外 1555 筆	
管理者	名切地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	C	
種 類	集落	
名 称	田代集落	
住 所	佐世保市黒島町 3448 番地外 1245 筆	
管理者	田代地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	D	
種 類	集落	
名 称	蔵集落	
住 所	佐世保市黒島町 4251 番地外 1631 筆	
管理者	蔵地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	E	
種 類	集落	
名 称	東堂平集落	
住 所	佐世保市黒島町 259 番地外 1239 筆	
管理者	東堂平地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	F	
種 類	集落	
名 称	古里集落	
住 所	佐世保市黒島町 825 番地外 802 筆	
管理者	古里地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	G	
種 類	集落	
名 称	日数集落	
住 所	佐世保市黒島町 1452 番地外 732 筆	
管理者	日数地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

番 号	H	
種 類	集落	
名 称	根谷集落	
住 所	佐世保市黒島町 1930 番地外 1505 筆	
管理者	根谷地区町内会	
備 考	集落が管理する防風林、竹林、墓地、水源、農地を含む	

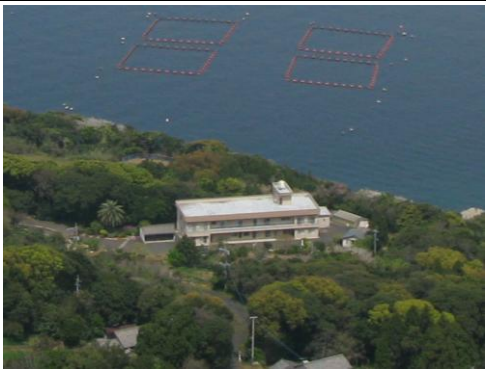
番 号	1	
種 類	工場	
名 称	宝亀石材工場	
住 所	佐世保市黒島町 231-1 の一部	
管理者	個人	
備 考	黒島みかげの加工工場	

番 号	2	
種 類	工場	
名 称	黒島石材工場	
住 所	佐世保市黒島町 2123-13	
管理者	個人	
備 考	黒島みかげの加工工場	

番 号	3	
種 類	事業所	
名 称	佐世保市相浦漁業協同組合黒島支所	
住 所	佐世保市黒島町又 190-第 1	
管理者	団体	
備 考	黒島漁業を支える事業所	

番 号	4	
種 類	事業所	
名 称	ながさき西海農業協同組合黒島事業所	
住 所	佐世保市黒島町 2374-7	
管理者	団体	
備 考	黒島農業を支える事業所	

番 号	5	
種 類	寺社、教会	
名 称	黒島天主堂及び附属施設	
住 所	佐世保市黒島町 3333-イ外 9 筆	
管理者	宗教法人	
備 考	国指定重要文化財	

番 号	6	
種 類	寺社、教会	
名 称	お告げの MARIA 修道会黒島支部修道院	
住 所	佐世保市黒島町 780 外 8 筆	
管理者	宗教法人	
備 考		

番 号	7	
種 類	寺社、教会	
名 称	興禅寺	
住 所	佐世保市黒島町 69 外 1 筆	
管理者	宗教法人	
備 考	黒島唯一の寺。1803 年創建	

番 号	8	
種 類	寺社、教会	
名 称	黒島神社	
住 所	佐世保市黒島町 190-1 外 3 筆	
管理者	宗教法人	
備 考		

番 号	9	
種 類	寺社、教会	
名 称	金刀比羅神社	
住 所	佐世保市黒島町 190-8	
管理者	宗教法人	
備 考		

番 号	10	
種 類	寺社、教会	
名 称	蔵集落の仮御堂跡	
住 所	佐世保市黒島町 4727	
管理者	個人	
備 考		

番 号	11	
種 類	防風林	
名 称	集落の防風林	
住 所	各集落における防風林景観	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	12	
種 類	防風林	
名 称	根谷のアコウ	
住 所	佐世保市黒島町 2377-1	
管理者	個人	
備 考		

番 号	13	
種 類	防風林	
名 称	根谷のサザンカ	
住 所	佐世保市黒島町 2367-1	
管理者	個人	
備 考	佐世保市指定天然記念物 潜伏キリシタンが油を採ったと伝えられている	

番 号	14	
種 類	防風林	
名 称	名切のサザンカ	
住 所	佐世保市黒島町 3190	
管理者	個人	
備 考		

番 号	15	
種 類	景観木	
名 称	本村のエノキ	
住 所	佐世保市黒島町 151	
管理者	個人	
備 考		

番 号	16	
種 類	景観木	
名 称	興禅寺のイヌマキ	
住 所	佐世保市黒島町又 69	
管理者	宗教法人	
備 考	興禅寺墓地内	

番 号	17	
種 類	竹林	
名 称	集落の竹林	
住 所	各集落における竹林景観	
管理者	町内会	
備 考	やぐらを作る用材としていたもの。 重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	18	
種 類	石造物	
名 称	黒島港の三界万霊塔	
住 所	佐世保市黒島町 32-3	
管理者	個人	
備 考	発電所工事の際に出土した人骨を祭ったもの	

番 号	19	
種 類	棚田	
名 称	本村の棚田	
住 所	佐世保市黒島町 231-1	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	20	
種 類	棚田	
名 称	白木谷の棚田	
住 所	佐世保市黒島町 1326 外	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	21	
種 類	水田	
名 称	東堂平の水田	
住 所	佐世保市黒島町 750-1 外	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	22	
種 類	畑地	
名 称	根谷鼻の畑	
住 所	佐世保市黒島町 2224 外	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	23	
種 類	畑地	
名 称	根谷の畑	
住 所	佐世保市黒島町 2369-1 外	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	24	
種 類	畑地	
名 称	本村の畑	
住 所	佐世保市黒島町 1 外	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	25	
種 類	やぐら	
名 称	屋根無しのやぐら	
住 所	各集落における営農景観	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	26	
種 類	やぐら	
名 称	屋根付のやぐら	
住 所	各集落における営農景観	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	27	
種 類	溜池	
名 称	岳池	
住 所	佐世保市黒島町 2559	
管理者	佐世保市	
備 考	黒島最大の溜池	

番 号	28	
種 類	水源	
名 称	集落の水源	
住 所	各集落における取水景観	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	29	
種 類	湧水	
名 称	郭公谷の湧水	
住 所	佐世保市黒島町 1609-1 先	
管理者	町内会	
備 考		

番 号	30	
種 類	石切り場	
名 称	田代の採石場	
住 所	佐世保市黒島町 3944-51 他	
管理者	個人	
備 考		

番 号	31	
種 類	石切り場	
名 称	海岸採石の跡	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	32	
種 類	公共施設（教育）	
名 称	黒島小学校	
住 所	佐世保市黒島町 3205 外 4 筆	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	33	
種 類	公共施設（教育）	
名 称	黒島中学校	
住 所	佐世保市黒島町 2608-10 外 18 筆	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	34	
種 類	公共施設（交通）	
名 称	黒島旅客船フェリー乗り場	
住 所	佐世保市黒島町 233	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	35	
種 類	公共施設（教育）	
名 称	黒島保育園	
住 所	佐世保市黒島町 1137 外 1 筆	
管理者	社会福祉法人	
備 考		

番 号	36	
種 類	公共施設（教育）	
名 称	黒島支所、黒島地区公民館	
住 所	佐世保市黒島町 3175 第 3	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	37	
種 類	公共施設（公園）	
名 称	本村公園	
住 所	佐世保市黒島町 48-1	
管理者	個人	
備 考	本村役所跡	

番 号	38	
種 類	公共施設（漁港）	
名 称	黒島漁港白馬地区	
住 所	佐世保市黒島町 31 先	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	39	
種 類	公共施設（漁港）	
名 称	黒島漁港古里地区	
住 所	佐世保市黒島町 823 先	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	40	
種 類	公共施設（漁港）	
名 称	黒島漁港名切地区	
住 所	佐世保市黒島町 3357 先	
管理者	佐世保市	
備 考	旧海軍築造の突堤（大正 3 年）	

番 号	41	
種 類	公共施設（漁港）	
名 称	黒島漁港串ヶ浜地区	
住 所	佐世保市黒島町 5255-1 先	
管理者	佐世保市	
備 考		

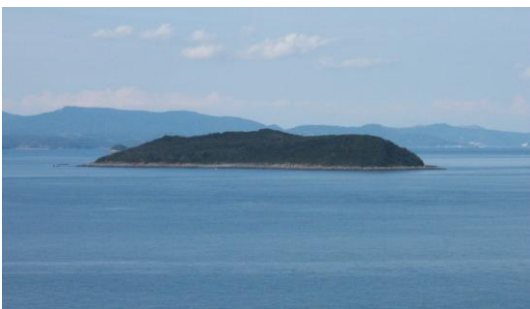
番 号	42	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	市道	
住 所	佐世保市黒島町申出区域内	
管理者	佐世保市	
備 考	白馬循環線、蕨循環線ほか 14 線	

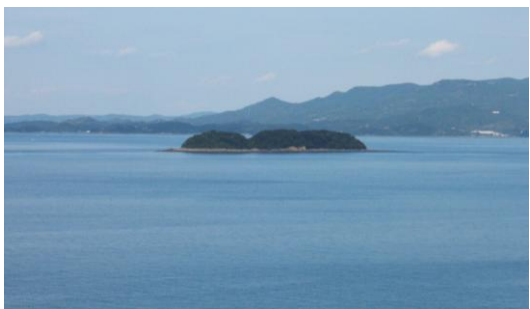
番 号	43	
種 類	公共施設（道路）	
名 称	里道	
住 所	佐世保市黒島町申出区域内	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	44	
種 類	自然林	
名 称	黒島神社社叢	
住 所	佐世保市黒島町 190-8 外 2 筆	
管理者	宗教法人	
備 考		

番 号	45	
種 類	自然林	
名 称	海岸林	
住 所	佐世保市黒島町申出地区内	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	46	
種 類	自然林	
名 称	女瀬	
住 所	佐世保市黒島町 5268-ロ 外 1 筆	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	47	
種 類	属島	
名 称	伊島	
住 所	佐世保市黒島町 5269 外 3 筆	
管理者	個人	
備 考		

番 号	48	
種 類	属島	
名 称	幸ノ小島	
住 所	佐世保市黒島町 5273	
管理者	個人	
備 考		

番 号	49	
種 類	海岸	
名 称	黒島の海岸の岩場	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	50	
種 類	海岸	
名 称	名切ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	51	
種 類	海岸	
名 称	蔵ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	52	
種 類	海岸	
名 称	小崎ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	53	
種 類	海岸	
名 称	東堂平ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	54	
種 類	海岸	
名 称	白木ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	55	
種 類	海岸	
名 称	里ヶ浦	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	56	
種 類	海岸	
名 称	日数ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	57	
種 類	海岸	
名 称	根谷ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	58	
種 類	海岸	
名 称	串ノ浜	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	59	
種 類	海岸	
名 称	伊島の海岸の岩場	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	60	
種 類	海岸	
名 称	幸ノ小島の海岸の岩場	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考		

番 号	61	
種 類	河川	
名 称	本村川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	62	
種 類	河川	
名 称	白馬川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	63	
種 類	河川	
名 称	番岳川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	64	
種 類	河川	
名 称	小崎川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	65	
種 類	河川	
名 称	黒島名切川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	66	
種 類	河川	
名 称	黒島名切川支流	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	67	
種 類	河川	
名 称	日数川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	68	
種 類	河川	
名 称	東堂平川	
住 所	佐世保市黒島町	
管理者	佐世保市	
備 考		

番 号	69	
種 類	石造物	
名 称	かっぱ塚	
住 所	佐世保市黒島町 15-1	
管理者	個人	
備 考	14～15 世紀のもの	

番 号	70	
種 類	石造物	
名 称	信仰復活の碑	
住 所	佐世保市黒島町 1581-2	
管理者	佐世保市	
備 考	黒島で初めてミサが行われた出口家の屋敷跡	

番 号	71	
種 類	石造物	
名 称	興禅寺裏の石塔	
住 所	佐世保市黒島町 99	
管理者	個人	
備 考	15～16 世紀のもの	

番 号	72	
種 類	墓地	
名 称	興禅寺墓地	
住 所	佐世保市黒島町又 69	
管理者	宗教法人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	73	
種 類	墓地	
名 称	興禅寺歴代住職墓所	
住 所	佐世保市黒島町 258-第 1	
管理者	宗教法人	
備 考	釈迦堂跡 重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	74	
種 類	墓地	
名 称	本村墓地	
住 所	佐世保市黒島町 84 外	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	75	
種 類	墓地	
名 称	小田墓地	
住 所	佐世保市黒島町 3147	
管理者	佐世保市	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	76	
種 類	墓地	
名 称	小田平墓地	
住 所	佐世保市黒島町 4176-52 外	
管理者	宗教法人、佐世保市	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	77	
種 類	墓地	
名 称	岳墓地	
住 所	佐世保市黒島町 2619	
管理者	町内会	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	78
種 類	墓地
名 称	田代墓地
住 所	佐世保市黒島町 3840
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	79
種 類	墓地
名 称	仕切牧墓地
住 所	佐世保市黒島町 4129
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	80
種 類	墓地
名 称	東堂平古墓
住 所	佐世保市黒島町又 717
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	81
種 類	墓地
名 称	東堂平墓地
住 所	佐世保市黒島町 833
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	82
種 類	墓地
名 称	長谷墓地
住 所	佐世保市黒島町 1715 外 1 筆
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	83
種 類	墓地
名 称	寄人の墓
住 所	佐世保市黒島町 2180
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	84
種 類	墓地
名 称	殉教墓
住 所	佐世保市黒島町 193-8
管理者	町内会
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。



番 号	85
種 類	戦跡
名 称	旧黒島南砲台発電所
住 所	佐世保市黒島町 3519-73
管理者	個人
備 考	大正 3 年竣工



番 号	86
種 類	戦跡
名 称	旧黒島東砲台発電所
住 所	佐世保市黒島町 1435-25
管理者	個人
備 考	大正 3 年竣工



番 号	87
種 類	戦跡
名 称	旧黒島東砲台探照灯格納庫
住 所	佐世保市黒島町 1435-34 の一部
管理者	個人
備 考	大正 3 年竣工



番 号	88	
種 類	戦跡	
名 称	白木の突堤	
住 所	佐世保市黒島町地先	
管理者	団体	
備 考	大正 3 年竣工	

番 号	89	
種 類	戦跡	
名 称	旧名切砲台跡	
住 所	佐世保市黒島町 835-1 外 1 筆	
管理者	個人	
備 考	昭和 20 年竣工	

番 号	90	
種 類	戦跡	
名 称	旧黒島発電所	
住 所	佐世保市黒島町 28-2 外 1 筆	
管理者	個人	
備 考	昭和 20 年竣工	

番 号	91	
種 類	戦跡	
名 称	旧黒島番岳砲台聴音機跡	
住 所	佐世保市黒島町 4499 外 1 筆	
管理者	個人	
備 考		

番 号	92	
種 類	戦跡	
名 称	旧黒島番岳砲台探照灯跡	
住 所	佐世保市黒島町 4863	
管理者	個人	
備 考		

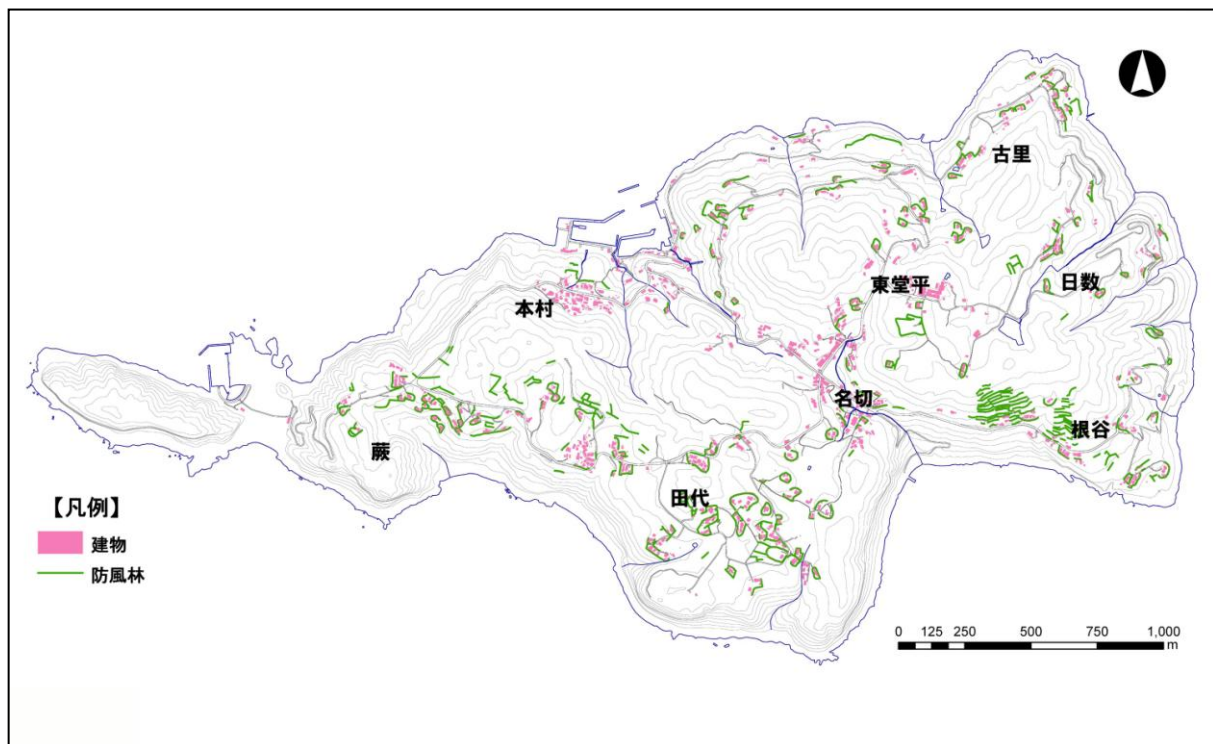


図 7-2 12 : 防風林の分布

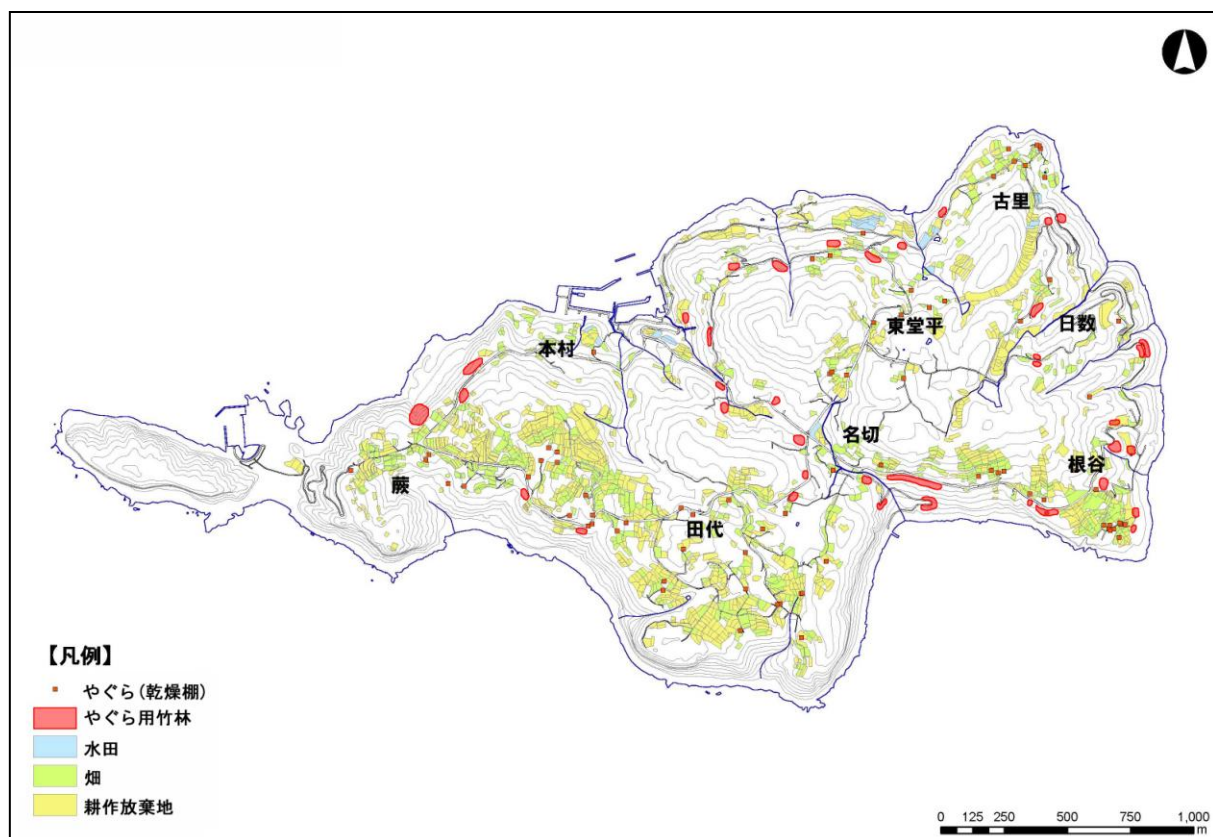


図 7-3 18 : 竹林、26、27 : やぐらの分布

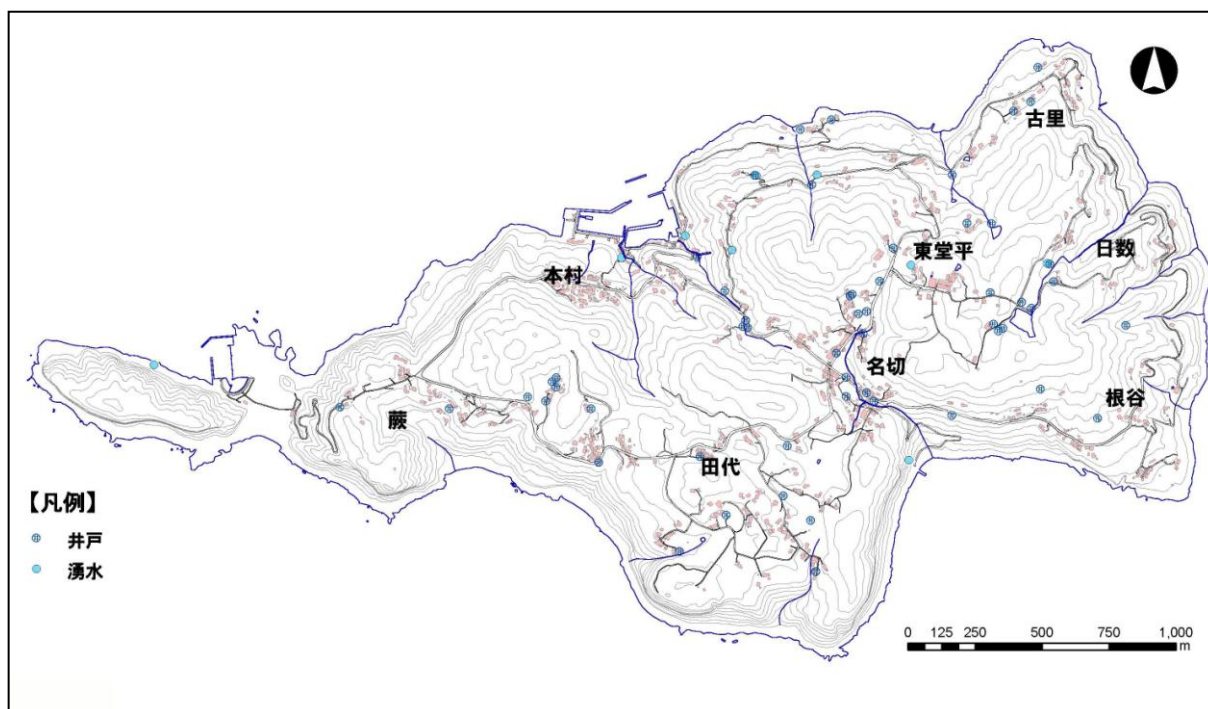


図 7-4 29 : 水源の分布

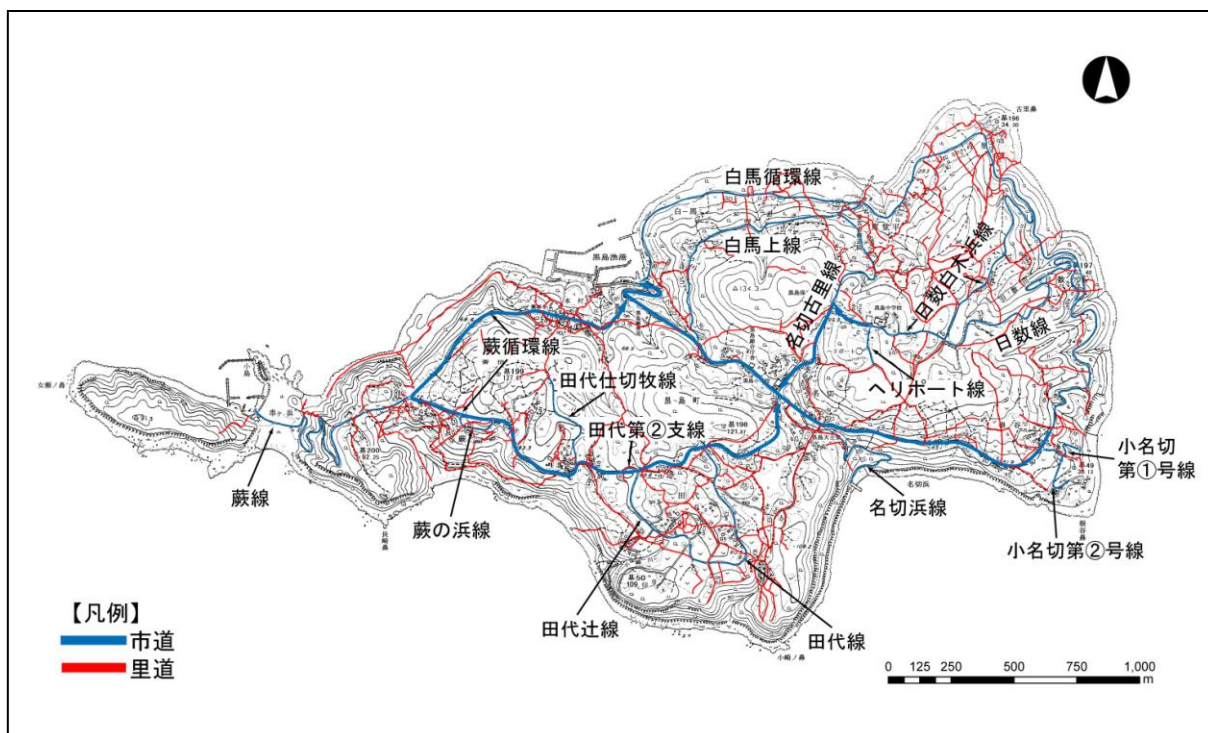


図 7-5 42、43 : 市道、里道の分布

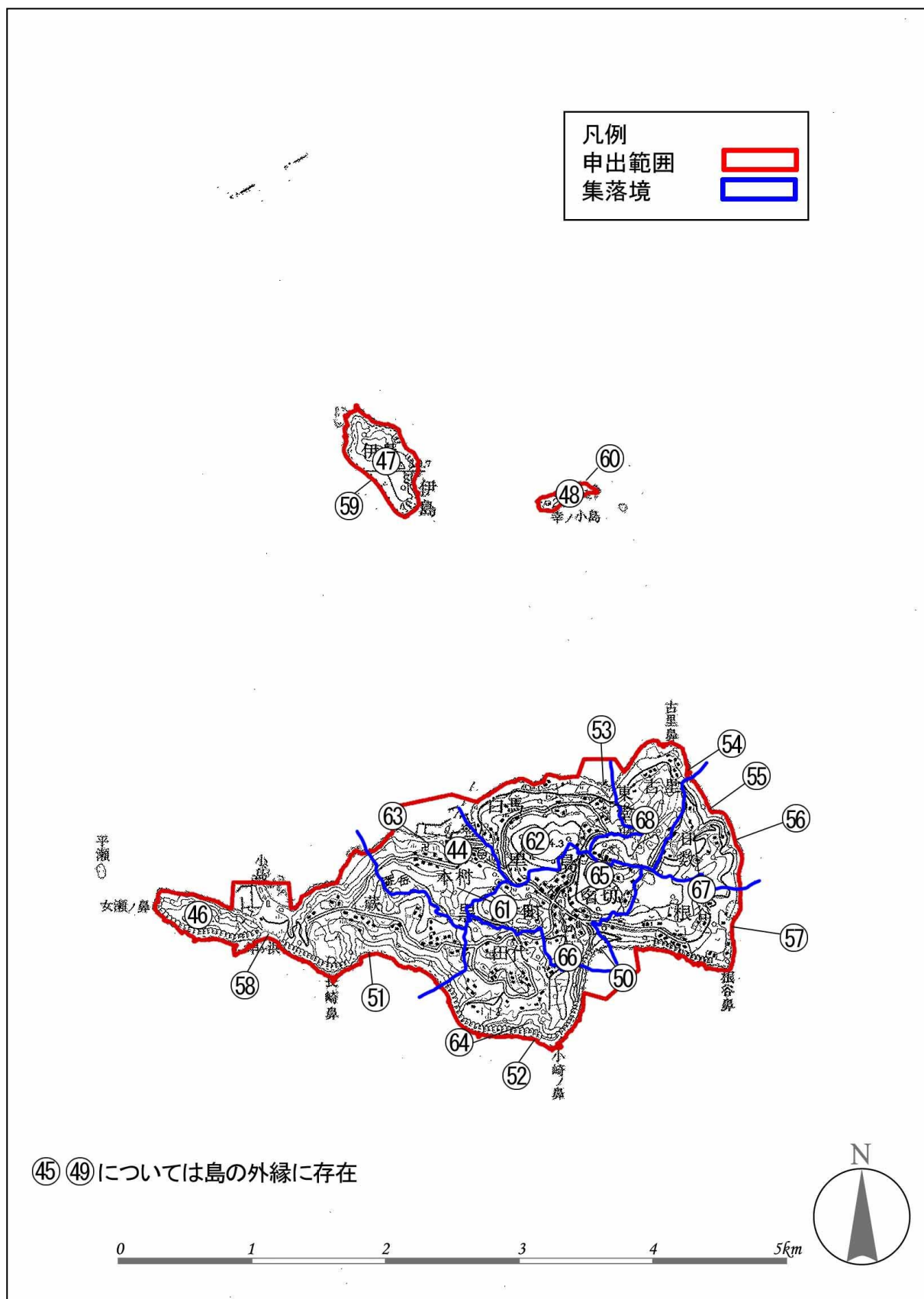


図 8 重要な構成要素位置図（自然地理的背景を構成する要素）

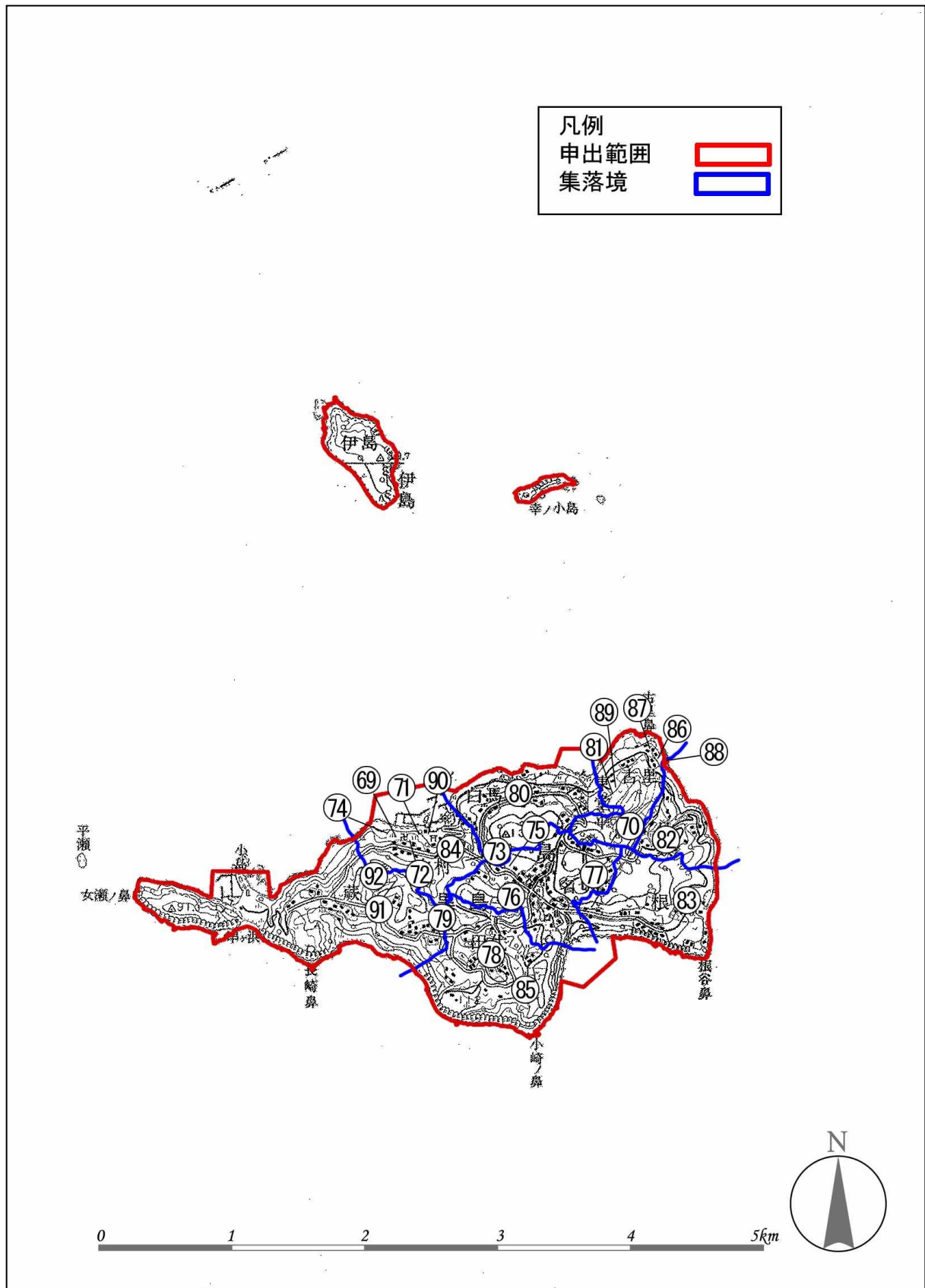


図9 重要な構成要素位置図（独特な歴史的背景を構成する要素）

第7章 参考資料

第1項 公共事業におけるガイドライン等の尊重

国土交通省においては、平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成に持続的に取り組むためのシステムを確立するという観点から「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」が位置づけられている。

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針」が、平成19年度から運用を開始されており、平成21年4月1日に最終改訂が行われている。今回の改訂のポイントは以下のとおりである。

- ① 景観評価を景観検討の一環として位置づけ
- ② 対象事業を全ての直轄事業に拡大
- ③ 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類
- ④ 「景観整備方針」によって景観検討の一貫性を担保
- ⑤ 景観検討に関する事後評価の適正な実施

③の景観検討区分については、「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」の3つに区分されており、重要文化的景観は「優れた景観を有する地域で行う重点検討事業」の対象地域となっている。

その他長崎県では「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン(暫定版)」を作成しているため、これらと連携し、一帯となった景観検討を行う必要がある。

第2節 風力発電施設についての考え方

環境省自然環境局において、平成16年2月に「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方」を示している。

その中で、「風力発電施設が、地域へのエネルギー供給や地球温暖化防止へ寄与という公益性を有することは認められるとしても、なお、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、一般論として公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。」とされている。

なぜその場所が国立・国定公園に指定されているのか、その意義や目的を踏まえ、国立・国定公園における風力発電施設の立地の必要性や公益性について、個別に検討を行うこととする。

【佐世保市黒島の文化的景観保存計画】

発	行	佐世保市教育委員会
		平成 23 年 1 月
執筆編集		佐世保市教育委員会
監	修	佐世保市文化的景観調査委員会
		佐世保市文化的景観保存推進委員会
印	刷	〇〇印刷株式会社